

議事日程第2号

令和3年6月15日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～5番)

出席議員(11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 可児 英治
建設課長 中村 治彦	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

本日は、議員の申合せにより、願興寺で生まれ育ったとされる可児才蔵のPRを兼ねて、才蔵ポロシャツでの議会となりましたので、皆さんよろしくお祈いします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお祈いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお祈いします。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

本日も多くの方、朝早くから傍聴ありがとうございます。

見てお分かりのとおりだと思うんですけど、今回課長、部長の皆さんもかなり替わられて、皆さんにとっては新鮮だと思いますので、よろしくお祈いをいたします。

今回の一般質問は、先日策定されました第5次総合計画の後期の基本計画について質問させていただきます。

まず、この本を読ませていただきまして、目に入ったのが人口減と高齢化のことでございました。

令和2年は1万7,771人になっていますけれども、令和5年には1万7,265名、20年後に

は1万5,747名という総人口になるということです。これは、町が独自に推計した数字です。また、人口問題研究所の統計では1万4,563名になっています。

また、高齢化率は、現状31.1%が20年後には39.2%になるという数字が出ております。しかしながら、当然この人口減というのは可茂地区、ほかの地区も似たり寄ったりの数字でありまして、人口減、高齢化とも同様なことが言えると思います。しかし、この人口減はボディブローのように徐々にじわじわと町の未来に不安を与えてくると思われています。

また、土地利用の中に、1. 強靱化対策地域、2. 新規商業地域、3. 歴史文化交流地域、4. 工業団地地域、5. 自然環境重点地域の5つに分けられていますが、どの辺りがどれなのかははっきりと書かれていないので、理解しにくいところがございます。上之郷と伏見では同じような考えでいいのでしょうか。4地区にはそれぞれ歴史と文化があり、人口動向も違うように思われています。それぞれの計画でも計画が必要ではないかと考えます。

次に目に入ったのが観光客の減少です。

平成27年に51万人の観光客が、令和2年度には44万人に減少しています。目標値として、令和7年、2025年に53万人を上げていますが、コロナによってインバウンドは期待できず、国内旅行もできないと考えられます。この状況は早急に解決ができるとはとても思いません。また、願興寺の改修も続く中、何をどう考えて観光客の増加を考えていくのでしょうか。このままでは、最終的に未達成何%ということで終わりではないかと不安であります。商業、観光業の不安解消のためにいい知恵があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、第2次御嵩総合戦略でも掲げておみえですけれども、定住地促進、移住の促進のみならず、本町に深く関わる関係人口の創出についてであります。

このことは上位計画であると書かれておるのですが、本当に大変な重要なことだと思います。重要なことだからこそ、全国の自治体がいろんな方法を考えて取り組んでみえます。本町の独自の考え方があれば教えてください。

以上述べてまいりましたが、町長をはじめ、町職員の皆様がワクチン接種等で大変なところでございます。努力に頭を下げながら、以下の3点についてお聞きしたいと思います。

人口減と高齢者増に対して、どのような考えでお見えなののでしょうか。2. 観光客の増加に対しての秘策は何かあるのでしょうか、括弧として商業、観光業の行く末に対してどのような考えでしょうか。また、関係人口に対する考え方はどのようなものなのでしょうか。

以上、3点よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今日は福井議員仰せのとおり、非常に多くの傍聴者がお見えになります。福井議員の質問をお聞きに来られたかどうかは分かりませんが、しっかりと答えてまいりたいと思います。また、今日は皆さんおそろいで、可児才蔵のシャツを着て議会に臨むということで、気合への表れを感じさせていただいております。

それでは、福井議員の第5次総合計画についての質問にお答えしたいと思います。質問は多岐にわたっておりましたが、3点に集約させていただいております。ただ、途中にもいろんな疑問をお持ちであるかと、そういう点を何点も確認しましたので、その疑問に答えるようにもしていきたい。それにはそもそも論について御説明をしておくべきだと考えました。これは以前、谷口議員の質問にお答えしていることもありますけれど、福井議員には初めての答弁となりますので、その点についてちょっと前置きがちょっと長くなりますが、お聞き願いたいと思います。

総合計画の根幹をなすのが基本計画であります。この基本計画の策定の義務が平成23年の法改正でなくなりました。義務がなくなったということで、議会の議決も必要ではなくなりました。それぞれのまちでどのような位置づけの計画にするのか、これは自分たちで決めなさいと自治体の判断に委ねられたということになります。

そもそも第1次総合計画の始まりから言えば、戦後復興をなした御嵩町、日本全国の自治体も含めて、経済もずうっと右肩上がり続けておりました。その中で、どうしても自治体によっては計画性のないまちづくりが横行していた。また、乱開発にもつながってしまうような危険なまちづくりがなされていた、そういう状況にあった時代であります。

これで縛ることによって、何とか節度ある開発にならないかということが多分本当の目的だったとは思いますが、逆の視点から言うと、基本計画を議会で議決したということは、やらなきゃいけないということ、またやれるお墨つきを与えるということにもなります。当然議決された内容については、県にも国にも報告されるわけありますので、進めていかなければならないということでもあります。

ただ、時代とともに、日本経済もそうですし、もちろん自治体もそうですが、逆に社会インフラ、この資金を医療や福祉に莫大に投入せざるを得なくなってきたという時代の変化が起きてきたということでもあります。それまでどおり、いわゆる開発や建設等々についてお金をかけるという余裕がなくなってきたということでもあります。策定した基本計画を国も自治体もほとんど守れなくなってきたという状況になってきました。その財政力を失ったということでもあります。年間の国家予算を見ていただければ分かると思いますけれど、建設関連が非常に悪者に

なりますけれど、特に福祉のほうに割かれる予算というのは、国家予算の3分の1を超えるような時代になってきました。それが、この長期的な計画がそのまま思いどおりにいかないという状況が来たということと言えるかと思います。

総合計画は基本計画を根幹とし、自治体の策定する道路、街路計画に基づき、まちづくりを描いてきたのは第3次総合計画の前半ぐらいまでかなという感覚で見えております。御嵩町の人口も、その頃までは人口2万6,000人という数字を見た記憶がございます。

私は元来、議員の当時もそうですが、総合計画に具体的な事業を明記することに否定的な立場であります。その私が、議員時代に柳川町政最後の年に「ひと・みどり・ものづくり～いきいき十字路タウンみたけ～」でスタートしたのが第4次総合計画であります。十字路というのは、東海環状自動車道東回りコースと国道21号バイパスのことです。

第4次総合計画は、御嵩町の方向性を示してありますが、かなり抽象的であります。今の時代の10年先は、私、見えないと思っています。大変申し訳ないですが、そのような悠長な考え方では私たちはついていけない。誰も分からないというのが現実だと思います。働き方の変化がありますし、お金の在り方、持ち方、使い方、これらはこれだけ変化してきますと想像ができない。せいぜい3年ぐらいかなということもいつも思っております。そういう意味では、今後がなかなか見通せないというのが正直な気持ちであります。

前置きが非常に長くなりましたけれど、お答えをいたします。

1点目、人口減少についてであります。これは自治体としてあらがいたいと思っておりますし、あらがわねばならないと思っております。出生数についても、子育てをしやすい環境をどう整えるのか、こうしたことなどを具体的に皆さんにアピールして、御嵩町のよさを知っていただく、当然そういうことをしなければいけないということも思いますし、社会動静というのは魅力あるまちに人が集まると、今どちらかというと明るいまちに集まってきましたけれど、やはり全員を対象にすれば無理な話でありますけれど、こういう静かで、ある意味都会へ出るのに出やすい、非常に御嵩町は立地としてはいい立地にあると思いますので、そういう意味では社会動静、引っ越してくる方をどんどん取り入れるような施策を講じたいというふうに思っております。

福井議員仰せのとおり、地域割りについては伏見と上之郷では違います。

私が町長として接してきた地域の違いは、学校区によって雰囲気、個性があります。そういう意味でいけば、現在人口増が顕著な伏見の西地区の文化と上之郷は全く違いますし、伏見の中においても中心地を西と東と分けた場合、東のほうとまた趣が違っていると私自身は思っておりますので、それは選択する側の選択権だと思いますので、全員を対象にすると難しいでしょうけど、のどかさもあって、ちょっとした利便性の高いところがいいとおっしゃる方は伏

見の西地区のほう、自然環境に恵まれて、囲まれて生活したいと思われる方は上之郷のほうという可能性は私はあるとっております。それぞれの地域の個性を生かした人口、人の誘致というものをしていきたいというふうに思っております。

ただ、伏見西地区でも今起きているようですが、新旧との摩擦のようなものがやっぱりあるようであります。自治会のお付き合いがしてもらえないとかいろんなことがあります。町としては、住所転居をされるときに、転入されるときに、自治会にはできる限り入ってくださというお願いは窓口で必ずさせておりますが、価値観の相違でしょうけれど入らない。受けているもとの住民の皆さんでも賛否があるようです。ごみなどの役員も必要なので、自治会に入ってくれということ、役員も何年かに1回やってほしいというお願いをするんですけど、一切応じてもらえないという方もお見えになるようであります。ただ、ごみだけは出しに来るんだというらしいので、その辺り、新旧の融合というようなものをどういう臨み方をしていくというのが大変大切なことだと思っておりますので、人と人との付き合いができていけばまた変わってくるのかなということをご期待しております。

この直近の1年の人口推移を御紹介します。

先ほど福井議員がおっしゃったのは、多分国勢調査の推移だと思います。

毎日の出入りを正確に記したものでありますので、現実レアな数字だと思いますが、令和2年5月、去年の5月であります、1万8,212人、うち外国人が632人です。令和3年5月、先月であります、1万8,031人、マイナス221人、外国人が626人、マイナス6人です。外国人の人口に対する比率であります、3.6%、県下で第7位ということになります。

次に、高齢者の増についてであります、これは事実でありますので、受け入れざるを得ないと、頑張れば高齢者でなくなるというわけではありませぬので、素直に受け入れた上でどう知恵を絞るかということで、早くから御嵩町は健康寿命を延ばすべきだということで、筋肉トレーニングなどを奨励し、皆さんに取り組んでいただいております。健康の維持の役に立っていると、私自身は確信をしております。そういう意味では、介護予防とにかく力を入れていきたい。なかなか1軒の家に介護の必要な方が見えると、家族の問題として大変な問題になります。疲弊してしまいますので、私も随分家族でそういう経験をしていますので、ああした苦労はさせたくないなということは思っております。そういう意味では、介護、看護の時間をどれだけ短くできるかというのが知恵の絞りどころだと思います。

次に、観光客についてであります、観光客の増加について、数値上は多分ゴルフ場に訪れた方も数字として入っているというふうに思っておりますので、本当に町なかに観光客が50万人来ているという状態ではないというのが現実だと思いますが、まず国内旅行については、ワクチ

ン接種が進めば持ち直してくると考えています。

御嵩町の観光の基本はやはり中山道であります。その核が願興寺であります。歴史的価値を伝え、2年後ぐらいから新たに組み立てていますが、今解体したものを足したり引いたりしながら、再組立てが始まりますので、国の重要文化財が一回全て解体されて、その上で組替えをする。これは非常に珍しい事業だと思っておりますので、工事期間中も含め、見学に値するものと。途中を見れば完成する、竣工したときも見たいと思う方も多く出てくるとお考えいただけますので、国の重文 24 体、また本堂も国の重文ですので、その価値を伝えていきたい、アピールしたいと思っております。

そして、最近ちょっと忘れられていたんですが、鬼岩公園が大変注目を集めているということでもあります。平成 28 年の岩穴くぐりは、予定どおり 2 日間開催できれば 1,000 人を優に超える数字になるという実績がございます。ちょっと広く知られていけば、2 日間で 2,000 人も不可能ではないというところにあります。非常にそういう意味では想定できるスポットであるというふうに思います。また、去年はアニメの影響がありまして、「鬼滅の刃」によって大渋滞が起きたという報告も受けております。

願興寺と鬼岩では、金の御朱印も人気とされている。このようなことが多々御嵩町でも起きていますので、御嵩町民にも知っていただいて、いろんな方にそれを伝えていただくことが大切かなと思っております。

鬼岩では、既に岩穴くぐりの安全対策やドライブインのトイレの改修などを一昨年から瑞浪市と共同で計画を進めているところであります。やはり岩穴くぐりについては事故が過去起きていますし、トイレも和式ばかりらしいので、それを替えていくということで一昨年ぐらいから瑞浪市と共同で計画をしているところであります。

答弁の最後に、才蔵とかがあってよかったなと思うんですが、願興寺と可児才蔵、そして鬼岩と岩穴くぐり、こうしたものをセットとして、御嵩町としてアピールしていきたいと思っております。また、既にある観光資源も、愚溪寺辺りもその一つに上げられますが、そうしたものを皆さんにお伝えしていくのも御嵩町の行政としての責任でもあると思っておりますし、町民の皆さんにもお伝えいただきたいと思っております。

3 点目の関係人口についてであります。これが定住につながっているかどうかということについては、分析し切れれておりません。

イベントや町民講座、レクリエーションなどが一つのきっかけとして、ケースとしては多いと、いわゆる関係人口にカウントできる人たちになってきてくれるというところまで行っていますけれど、じゃあ御嵩に住もうというのはまだ見えてきていません。アフターコロナの一つの課題として、この関係人口を増やしつつ、何とか定住につながっていくような知恵を絞って

いきたいと、このように思っております。

以上で福井議員の質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

少々再質問させていただきます。

まず引越してくる方を増やしたいという話ですけれども、どのように考えて増やしていくのかというのが1点目、そして人口マイナス 221 名ということは、亡くなられた方もいるでしょうし、替わっていかれた方もいると思うんですけれども、住民課長、替わっていかれた方の中に何か特徴的なことがあったら教えてください。まずこの2点お聞きいたします。

議長（高山由行君）

答弁、町長でよろしいですか。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、お答えをいたします。

まずは、ものづくりという意味で、御嵩町、可児市、同じような仕事が多いと思いますので、でき得れば御嵩町に住み、御嵩町の工業団地に行っていただくという方が増えればと思っておりますが、何よりも御嵩町を一度離れた方が、ある程度いろいろお考えになって、やっぱりふるさとに帰ろうと考えるような方々をぜひ増やしていきたい。御嵩町の自慢になるようなものをしっかりとアピールしていけば、御嵩町への思いというものをやはりお持ちだと思っておりますので、帰りやすい環境を整えていくということは大切かなというふうに思っております。

もう一つ、過去御嵩町を離れた方、理由は私は分かりませんが、こここのところ亜炭坑の地下充填が進んでいますので、御嵩町は危ないということで家を建て直そうとするとき、もうこの際可児市のほうへ移っていこうという方も過去にはお見えになったようでありますので、そういう方のある種の足止めができればやっている価値がある事業だなということを思っております。

とかく防災のほうに目がいきますけれども、防災のみならず人口の維持という意味でも大変役立ってしてくれる事業だなと思っておりますので、これから御嵩町の中の様子も多少は変わってきてくれればなということを思っております。以上です。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

住民環境課長、何かありましたか。

いいですか。

じゃあ続きまして、関係人口というものですけど、今御嵩町に来て定住をしてもらうという考え方も一つだと思うんですけども、考えをちょっと変えまして、東京とか大都市に住みながら御嵩のことをよく知っていただいて、御嵩のいいものを見て、それに付加価値をつけて全国に発信してもらうような方を増やすということも大事じゃないかなと僕は思っていますし、もう一点、みたけのええもんでいろんなものを今出したりしているんですけども、ふるさと納税でも見て取り寄せて、こんないいものがあるんだということを御嵩の町で見えていただいて、全国に知らせてくれるという方を増やすということも関係人口として大事なことじゃないかなという考えを持っているんですけど、町長その辺どうですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

最近、その関係人口増について、どういう形で情報を伝えるかということが議論になることもあります。その中でよく言われるのが、特に若い職員はやっぱり発想が違います。インフルエンサーと契約でもして、非常に影響力のある書き込みのできる人、人気の書き込みをする人ということになります。そういう方を例えば御嵩町にちょっとの間住んでいただいて、発信を続けていただくというようなことも面白いんじゃないかと。今は伝え方が非常に難しいですけど、1つ当たるとうまく軌道に乗っていくという、やり方は無限にあるような気がしますので、その中で効果の出やすいものを考えていきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうもありがとうございます。

これで終わるんですけども、御嵩町に替わってきた人たち、特に裁判所の人たちなんていうのは2年か3年で替わっていくんですけども、みんな言われるのは、ここの町の緑は違うということですね、自然が。緑の美しさと植物の生き生きさがほかの地区と全然違うということも多くの方が言われます。こういうことってすごく大事なことだと思うんで、この町に住む我々が気がついていないすばらしいことを自分たちで考えてみるということもすごい必要だと

思います。

それと、人口減というのはやっぱり住みやすい町とか、みんなが本当に笑顔で生きていけるような町というのが一番だと思うんですけど、こんなこと言うとあれですけど、江戸時代に五人組という制度があったんですね。それは今悪いことしか言われていないんだけど、監視をして、悪いことをしたら訴えたということばかり言われているんですけど、実は5軒で両親が亡くなっちゃった子供を残りの4軒の人が命がけで育てて、その子供たちがその4軒の人たちが老いて動けなくなったときに必死に田畑、財産を守って、老後最後まで見たという例もあるように、そういう隣近所の関係ということも考えていく必要があるんじゃないかなと私は思います。

これで一般質問を終わります。

議長（高山由行君）

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

消毒のため少し時間をください。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

議長より許可をいただきましたので、一般質問を大きく2点に分けて質問をさせていただきます。言葉が不明瞭だといけないので、マスクを取って質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1点目でございます。

リニア工事に関する情報の公開について質問をいたします。

私は平成27年からこれまで6年間の間で、7回にわたりリニア問題について質問をしてまいりました。毎回、同じようなことを質問してきたわけですが、一貫して埋立ての安全性の問題と町民への情報提供の在り方について質問をしてきました。2019年、令和元年10月の御嵩町にリニア残土打診という見出しの新聞報道がありましたけれども、この報道で初めて町民はこの問題を知ったことになったと思います。その後、私のリニアに関する一般質問が地方版で小さく取り扱われることはありましたが、それだけでは町民にとって何のことなのかよく分からない人が多いのではないかと思います。町から町民への説明の機会は一度もありませんでした。

そこで、町長に質問です。

町民に対して、リニア工事とはどういうものか。岐阜県が公募したリニア残土処分場の候補地にどういう思いで手を挙げたのか。地元からの発生土の活用は、地元だけでなく町の活性化

にもつながるという要望書も上がってきたことがあるのではないかと思いますけれども、そういう思い、地域の活性化につながるのではないかという思い、そしてJRからの提案の具体的な内容、それに対する課題、現在はどのような状況であるのか、今後の予定などを「ほっとみだけ」に掲載されたらどうでしょうか。町としてどういう結論を出すのか、町長も随分悩んでおられることと察しますが、そうした思いも全て町民に伝えられたらどうでしょうか。

とにかく町民は何も知らされていません。こういった情報を町民に説明するのは、町の責務だと思います。これは、事業としてはJRの事業ではありますが、町有地が絡む話ですので、町としても説明責任があると思っております。

次に、先般の私のリニアに関する一般質問の御答弁で、町長はプロと一度きちんと検討委員会のようなものをつくるかつくらないかは別として、プロの意見を様々聞いてみたいということと思っておりますので、4月からはそうした方々にアプローチしていきたいというふうに思っておりますと答弁をされています。プロへのアプローチの進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

3点目です。

先般の定例会の議案第25号 財産処分の質疑の中で、私の質問に対して企画調整担当参事は、JRのほうにおきましても町としては積極的に情報開示、情報公開を求めてまいりたいと思います。中略ですが、いろんな対話の機会を設けていただく、積極的にJRとの信頼関係を構築していただくというようなことを町としても積極的に働きかけをしてまいりたいというふうに思っておりますと答弁をされています。

事業主体はJRですから、JRから町民に対して説明するのは道理だと思います。JRに対してどう働きかけておられるのでしょうか。

以上3点、まず1問目の質問です。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

最初に、企画調整担当参事 中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

リニア工事に関する情報の公開と現状について、まず先に私のほうから3点目の御質問、JR東海に対する働きかけはどのようにしているかについてお答えいたします。

岡本議員御案内のとおり、前回、令和3年第1回定例会におきまして、地元の方々が御心配されていることを町としても承知しており、JR東海に対し積極的な情報公開のほか説明の機会を設けるよう働きかけを行っていききたいとの答弁をさせていただきました。

これまでもJR東海に対しましては、事務レベルでの打合せの際に、町民への説明機会の充

実をお願いしたいという趣旨の働きかけを継続して行ってまいりました。さらに、令和3年度の行政懇談会におきましても、事業主体であるJR東海に対し、上之郷、御嵩、伏見の3地区でリニア中央新幹線について説明を行うよう要請を行ったところでございます。行政懇談会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止となりましたが、今般JR東海からは、リニア中央新幹線事業の概要のほか、美佐野地区におけるトンネル工事から生じる建設発生土への対応などについて、町民全体に向けての説明会をJR単独で開催したいとの報告があったところでございます。

なお、開催時期につきましては、現在JR東海において検討中と聞いております。また、会場につきましてもJR東海にお任せしておりますが、3密回避のため広い場所を確保する必要があることなど、町内はもとより町外での開催も視野に入れつつ、幅広に検討していると聞いています。今後、引き続きJR東海に対しましては、町民への丁寧な説明等について働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（高山由行君）

少し傍聴者にお伝えします。

再度、電話、電源を切るようにしてください。

私たち議会、一生懸命執行部と討論しております。電源を確認していただきたい。

続いて、答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本議員のリニア中央新幹線の工事についての質問にお答えをいたします。

1問目の前段については、もう最初に報告したときには随分説明をさせていただきましたので、本日の答弁については省かせていただきます。

2点目ということで、1点目の後段についてであります。

これは議員御指摘のとおりであります。これについても、開催方法というのは非常に悩んでいます。JR東海と言えど基本的には民間企業ですので、民間企業と組んでやるというのは、行政として正しい立場なのか否かということでもあります。どちらかに、両方ともに等しくプラスになるということであるならやぶさかではありませんけれど、今それが見えていないという状況でありますので、非常に悩んでおります。私どもが積極的に取り組もうとすれば、逆にもう決まっているんじゃないかとおっしゃる方も出てくるでしょう。そこは気をつけていきたいなというふうに思っております。

情報について私は何も隠すつもりはございません。私の支持者だから言っていただけだろうと思いますが、非常に心配してくれるという声をよくかけていただきます。大変ありがた

く思っているところです。メディアがどのように扱うかについては、これはメディアのお決めになることですし、どの部分を使うかということについてもメディアが決められること。過去、私は取材を受けるときに、この言葉、この部分だけは必ず使ってくれと、それを条件に取材を受けても使われなかったということが多々ありますので、我々がコントロールできる範囲にはないということを長い人生の中でよく学んだということでもあります。

町民の情報の提供は、私自身が行わなければいけない、このように思っております。私には説明責任があります。

J R東海は、議会への説明の前に、私に事前に説明したいとおっしゃられました。それを、面会を申し込んできましたけれど、岡本議員と私と要対策土をどうするかの話は同時に聞いた話ですので、何も私が事前から聞いていた話ではないと、非常に危機感を持ちました。どういう危機感かということ、出来レースをやっていたんじゃないかということで、言われることについては本当に危機感を感じました。事前に説明を受けたら、それを裏づけるものになってしまうと。突然それが出てきましたので、なら単独では聞かないと、議会と一緒に話は聞きますよというのがあの場にありますので、それほど歴史があるわけではございません。

J R東海としては、議会への説明ということをしたわけですから、議会は町民の代表でありますから、当然J R東海としての情報公開の意思はあると私は思っています。また、そこで出された文書などについては、議員がどのようにお使いになるかはこれも自由じゃないのかなということを思っております。

私の説明について、2点目の質問と大変リンクしておりますので、2点目の質問に入ります。

プロや学識者、いわゆるプロでありますけれども、いろいろ当たりました。候補を上げましたけれど、残念ながらこういう方々はほとんど国策であるリニア中央新幹線の事業に関わっておみえになります。当然、要対策土のことが出ればどのように対策していくのかということ、そうした有識者の方々が加わった形で議論をしておみえになるということもよく分かりました。土木工学の分野からいけば専門家がよしとしている部分が非常に多いと感じます。

また、岐阜県は2003年、これは特に岡本議員も建設発生土について意識をされるようになったのはこの件だと思います。2003年に黄鉄鉱により自然由来の有害物質がお隣の可児市で魚を死なせてしまうというような事案が起きました。多分それまで、日本国内、全国に至って建設発生土でそこまでナーバスになったことはないと思います。私もその関係で仕事をしておりましたけれど、ただで持ってきてくれると言うならもうよというような、そんな軽々しい形でどんどん埋めてきたというのが、この年の前の頃までは、2000年頃までは確実にそうしてきました。黄鉄鉱の件が出た2003年、ここから大いに変わったということでもありますけれど、まだまだ歴史は浅いと言わざるを得ません。ただ自然由来のものをどうするかというこ

とについては、皆さん頭を痛めているというような状況であります。土木工事をすれば出てくるものは出てきますので、そこからの知恵の絞りどころであるかと思えます。非常に長い歴史があるように思うんですが、建設発生土についてはそのような形で注目、危険度が知らされるようになったということでもあります。

ただ、私はどちらにもくみさず、極端な反対ばかり言う人の話ではなく、極端にこれでいいと言い切るような方ではなく、心配なところは心配だよということを書いていただける平均的な感覚の方の話を聞いて、それらをワンセットにして町民に説明したいというふうに思っています。言う人の立場によっていろんなことが出てくるかと思えますけれど、比較的私はそういうことはあまりこだわらないタイプですので、賛成であれ反対であれ、どちらの意見も大切にしながら、対峙・対立までは行きませんが、ちゃんと対照的な、バランスの取れた状態にした上で町民に知らせたい、このように思っております。

特にそれが進んでいない理由というのは、やはりコロナ禍にある状態で動きが取れないというのは現実であります。

私、昨年度、令和2年度1年間で、11月に1回だけ東京へ行きました。これは亜炭鉱の予算づけに関してのお願いに行きまわりました。私自身も非常に気分がよくありませんし、逆に私が持ち込んだらどうしたらいいのかと、総理官邸のほうに行かせていただきましたので、そこへ私が持ち込んだとしたら大変なことになるということで、本当に気をつけながら東京へ行かせていただいたということがあります。そういう意味では、どこに行ってもそれらの危険性が伴うということ、必ず意識しなければいけないというふうに思います。

ちなみに、私は7月に入ってから1回目、2回目の接種になりますので、順番どおりです。順番どおりにやりますから、7月の終わりに2回目終了するという予定ですので、それから探すことはできますので、行動に移していきたいというふうに思います。

担当者については定期的に会っているようではありますが、私へ報告をしなければいけないような事案は出てきていないというのが現実です。

先ほどJR東海、民間企業だからJR東海がやることだと申しあげましたけれど、やはりそれは伝わっておりまして、JR東海のほうで計画をしておみえになるようです。御嵩町では、100人、150人入れようとする、今ソーシャルディスタンスである程度椅子の間も空けなきゃいけないということもありますので、会場を探しておみえになったと。おおむね大体決まったようですので、時間、日時等々もお知らせできるような状態ができてくるんだと。ただ、そのお知らせの配付をどうするのかということもJR東海で考えてくれよということは伝えてありますので、しかるべく対応してくれるものと思っています。これはどういう義務的なことであるのか、なぜその場が必要なのかということもJR東海としては説明するかと思えます

ので、どうも御嵩町内ではできないと、そういう場所がないということがお分かりになったようですので、町外へ出てでもやるというようなことにシフトされたようです。町民には何らかの形でお知らせをしていかなければいけない、そのくらいはお手伝いしなきゃいけないんだということは思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

まず町長に再質問させていただきますが、再質問というか確認ですけれども、町長は町民への情報提供は私がしなければならぬというふうにおっしゃいまして、それが次の質問にある有識者等の意見を聞くというところで、そこでの結論といいますか、有識者の人の中で心配なもの心配と言ってくれる、そういった人の意見を聞いて、それとワンセットでという、それで町民に専門家はこういう心配もしているが、こういう意見だというようなことで、ワンセットで町民に町長自ら情報を提供しようという、今そういうふうにご考慮されているというふうにご受け取ってよろしいでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ちょっと説明が下手だったかもしれませんが、ワンセットと言ったのは、既に要対策士を持ち込みたいというJR側の言い分はあるわけですので、これが片方、ほとんど関わっている方ばかりで、いいじゃないかとおっしゃる方は圧倒的に多いんだろうと思いますが、今これが日本で最高の技術だよということを話してくださると思うんですが、そうではなく、それであってもこの辺りは心配だよということも中間の辺りで言ってくれると探したい。それで、全てワンセットで町民に提示したいというふうにご考慮しています。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

そういう方を探したいというふうにおっしゃってみえるということは、まだ今探してみえる最中であるということでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

そうであります。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

そうしますと、4月から探し始めるということをおっしゃったわけですが、町長からの町民への説明というのは、もう少し、秋ぐらいになると考えてよろしいのでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

やり方もあるかと思えますし、今のコロナ禍がどのような状態になっているかというのは、非常に大きな要因になると思えますので、その場で考えていきたいというふうに思いますが、時期からいけば当然そういう時期になると思っています。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

それからもう一点ですけれども、町長が自ら情報提供をされるということですが、その方法というのはやはりどこかの会場に人を集めて、町長が説明をしようというふうに今は思っていますらっしゃるのでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

できれば行政懇談会のような形が望ましいと思えますけれど、先ほどから言うように、コロナ禍がどうなっているかというのは非常に大きく影響しますので、JR東海リニア中央新幹線のために危険を冒して出席してくれというわけにもいかないでしょうから、そのときの状況をもって判断していきたいというふうに思います。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それから、もう一点、中井参事の答弁の中で、会場はJ R東海に任せるという答弁だったんですが、町長の御答弁の中から、私は中公民館辺りかなというふうに、あそこが一番大勢入るところなので、そこに間隔を、椅子を並べて、そこかなというふうに思ったんですが、最後の町長の御答弁ですと、町内ではできなくて町外だと、御嵩町の町有地も含めたJ R東海からの説明が町外でやるということに、ちょっとええっと思ったんですが、町外で広いところと言ったらアーラかなという感じなんです、そこへ自分たちでどうやってお知らせするかが問題だというふうにおっしゃっていましたが、本当にそれは問題だと思いますし、町外と言いますか可児市のほうへ行って説明を聞いていってくれということになるわけですね。ですので、やはりお知らせの仕方、それからどうしてもコロナ禍なのでということが出てくるわけですが、中井参事、その辺りのお知らせの仕方とか町外でやるということに関するお考えはどうでしょうか。

議長（高山由行君）

企画調整担当参事 中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

お答えいたします。

まずもって町内、町外、幅広く今現在J R東海で検討されているということで、必ずしも町外ありきということではないかと思っております。なぜなら、やはりコロナ禍ということで3密を避けるというところでやっぱり大勢が集まるのはいかなものかというところもあります。もちろん町民さんの安心・安全が第一優先でありますので、もちろん平常時であれば町内でやるというのが筋なんだろうと思うんですけども、ただコロナの状況が収まるのをなかなか待てられないということもあり、ある程度やっぱり広いところを探すということで今J R東海と考えるらっしゃるということでもありますので、我々が町内、町外、いろいろ御意見があるかと思いますが、まずもってコロナということを踏まえて、どのような、取ったほうが一番安全なのかというところで開催いただくものだというふうに認識しております。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町内の公民館とかは、一応営利目的の企業には貸さないことになっていると思うんですが、今回もし町内でやるとしてもそこは当たらないということを確認しておきたいんですが、

中井参事、いかがでしょうか。

議長（高山由行君）

企画調整担当参事 中井雄一郎君。

企画調整担当参事（中井雄一郎君）

今、岡本議員から御質問というのは、民間企業では貸してはいけないんじゃないかという御質問だったと思うんですけど、たしかにいわゆる公民館においては、民間企業による営利目的ではその会場は貸さないというルールになっております。いずれにしても、そういうことも当然JRさんは御承知の上で今会場を探しており、まずもってどのように安心・安全な説明会を開くべきかどうかということを念頭に置きつつ今探してらっしゃるといふふうに聞いておりますので、きちんと決めましたらもちろん適切な方法で町民の方々に御案内を申し上げるのもJR東海さんのほうで、基本的には今回JR東海単独での説明会であります。あくまでも事業主体としてJR東海で行っていただく説明でありますので、まずもってその動向を我々は注視してまいりたいというふうに思っています。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

これで、1 点目のリニア工事に関する情報の公開についての質問を終わります。

それでは、2 点目、子育て支援アプリの導入をとということで質問をさせていただきます。

令和2年4月から、子育て世代支援包括支援センターが御嵩町にも開設されました。傍聴の方もいらっしゃるので一言申し添えますが、子育て世代包括支援センターとは、保健師、助産師などの専門知識を持つスタッフが妊娠、出産、子育てに関する相談に対応する、市町村に設置する窓口です。子育て支援と母子保健との事業を一体的に行うことで、妊娠期、そして子育て期にわたって切れ目のない支援を提供していこうという目的で設置された子育て世代包括支援センターであります。

これに関しての詳しい情報が今年の「ほっとみたけ」5月号に掲載されました。しかしながら、この情報はどれだけの若いお母さんたちに届いたのでしょうか。私はぼっぼかん、伏見児童館ののこにこ館、中児童館に来ている若いお母さんや赤ちゃんを持つ若いお母さんたちに聞いてみましたが、ほとんどが知らないというお答えでした。ママ友もないし、アレルギーの食事など、どこに相談したらいいか分からないというお母さんもいました。妊娠中、出産後、そして子育て期にわたって切れ目のない支援をしていこうという自治体の取組が伝わっていない

のではないかと懸念をします。

今、全国で子育て支援アプリを導入している市町村が増えています。母子手帳と一体型のものやいろいろなタイプのアプリがあると思います。もちろん自治体独自で開発しているところもあるようです。母子手帳アプリが自治体と連携していれば、自治体が配信する役立つ情報をタイムリーに確認することができます。例えば町が主催する子育てイベントや助成金などの情報が妊娠週や子供の月齢に合わせて配信がされます。また、予防接種についても、1歳までは種類や回数が多く管理が大変ですが、最適な接種時期を通知してくれるなどということもできます。子育てをしていると日々慌ただしく、情報収集の時間がなかなか取れないお母さんたちが多くいらっしゃると思いますが、こうしたアプリなら若いお母さんたちなら手の空いているときに情報を入手できると思います。

現在の子育て環境では、お母さんたちはどうしても孤立感を感じやすいですが、地域とつながることで必要なサポートを受けることや、ママ友を見つけやすいという利点もあるかと思えます。子育て世代の生活様式は変わってきており、適切な情報提供の手法を町としても考えていくべきだと思います。ぜひ子育て支援アプリの導入を検討していただけたらと思います。どのような御見解でしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

私はこれまで提案理由の説明などここでの登壇はありましたが、今回より一般質問での登壇となりまして、質問される議員の方とぐんと距離が近くなって非常に緊張しておりますが、しっかりと答弁をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、岡本議員の一般質問の2つ目の質問、子育て支援アプリの導入についてお答えさせていただきます。

初めに、子育て包括支援センターの状況について触れさせていただきます。

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じ、妊産婦及び乳幼児の健康の保持と増進に関する包括的な支援を行い、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うこととして、昨年度、令和2年度に設置した子育て世代包括支援センターは1年が経過したところであります。

この子育て世代包括支援センターは、母子保健分野の保健センターで、子育て支援分野はぽっぽかんで行っています。

子育て世代包括の支援事業は、これまで行ってきた事業に追加または強化したものとして、

産前産後サポート事業、産後ケア事業、赤ちゃんや乳児の全戸家庭訪問、乳児相談、子育て支援員や保育士による支援研究・情報連携の強化など、子育てに関する事業の充実、強化を図っています。

ただ、昨年からのコロナ禍で子供や保護者の方との接触にかなり制限や配慮が必要となり、事業の中止や時間短縮、電話対応をせざるを得ない状況で、スタートダッシュがなかなかできなかったことから、岡本議員の質問にありました若いお母さんや赤ちゃんを持つ若いお母さんがこれらの事業を知らないという点については、周知不足の面もあると思われ、今後も情報提供に努めていきます。

質問の子育て支援アプリにつきまして、自治体の情報を発信するツールとして導入したらという提案についてお答えをいたします。

子育て支援アプリの機能としましては、まず行政からの情報発信の機能として妊産婦健診、乳幼児健診などのお知らせなど、子育て応援情報やイベント情報、子育て世代に必要な手当や医療費助成等の情報、健診や予防接種のプッシュ通知、保育所や幼稚園、学校など公共施設の子育てマップの情報などあるようです。

また、利用者が任意で入力、管理し活用できる機能として子供の身長、体重、その日の出来事や写真の記録、日々の成長のグラフ管理や成長の様子の日記形式の記録、初めて記念日に合わせた写真やメッセージの記録、子育てのかわいい姿を遠く離れた家族間での情報共有、子育ての不安を解消する知識、情報をQ&A形式での提供など、町からの情報提供機能のほか、利用者側で情報を自ら取得し、入力し、管理運用するオプション機能が充実しているものも多く、利用者の利活用次第でアプリの機能を発揮させ、子育てに活用できるものとなっているようです。

この子育て支援アプリを子育てツールとして公費で導入し、子育て世代にアプリをダウンロードしていただく形で提供する自治体も増えています。導入している市町村として可茂管内では、美濃加茂市、可児市、川辺町、坂祝町、白川町、七宗町の6市町です。

導入費用としては、サービス事業者にもよりますが、アプリ使用料として年間40万円ほどもあるようです。一方で、無料のアプリもたくさんあり、子育てに関心があるお母さんがダウンロードして、独自にフリーに活用しているケースもあるようです。

アプリを公的に導入する上で幾つかの課題もあります。一部の保護者のみの利用とならないか、文書で通知を提供する情報とアプリの情報とが重なり、情報が形骸化しないか、特に行政情報のアプリ機能が有意義に利用されるか、転出入の際にデータなどが引き継げるかなどが考えられます。その上でたとえアプリを導入しても現在使っている母子健康手帳は、子育ての重要なツールとして引き続き配付し、原本として使っていただく必要があること。健診や予防接

種のお知らせは文書で個別に通知をしており、引き続き該当する全ての方に文書で行う必要があること。子育て情報は、パンフレット、冊子、チラシ等で配付しているほか、町のホームページや町の移住交流・子育て応援ポータルサイト「みたけ暮らし」でも発信していることなどを踏まえて、今のところ子育て支援アプリを導入する考えはありません。まずは現在の通知方法や情報提供を引き続き行っていき、必要な内容の充実を図っていくことで対応していく予定であります。

今回、質問のきっかけとなった岡本議員がヒアリングされたぽっぽかんや児童館は、まさしく子育て奮闘中のお母さんとお子さんが利用される施設であります。子育て支援員や厚生員による案内や育児支援、相談もあり、お母さん同士の情報交換もでき、地域とつながる場所でもあります。お母さんの口コミも大いに期待しつつ、人と人とのつながりを念頭に置き、お母さんにとって欲しい情報と今は興味がない情報があると思いますので、子育て支援員や厚生員によるタイムリーな情報の提供、相談を図っていきたいと思います。

答弁の最後に、今回、岡本議員の一般質問通告書の書面の中で、ぽっぽ館という記載がありましたが、ぽっぽかんは全て平仮名であります。設置条例にも規定しております。その点におきましても、この答弁の場をお借りして、名称も含め周知させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上で岡本議員の御質問の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

導入の予定はないということでございます。

可茂管内で私も調べてまいりましたが、可茂管内で6市町村が導入しているということで、別に横並びを意識するわけではないですが、子育てしやすい御嵩町というのをアピールしていると思うと、こういったものの活用というのは大きなポイントになってくるんじゃないかなと思います。

それで、今、部長がおっしゃった情報発信の仕方というところで、まず今言われたみたけ暮らし、私も全然知らなかったんですが、子育て支援で御嵩町のホームページを見てみますと、なかなか行き当たらず、みたけ暮らしから入るとそこに子育て支援情報がたくさんいろいろ入っているということが分かりました。そこには、児童館のお便りなどもそこから見られましたし、児童館のお便りなんかは毎月の「ほっとみたけ」でもしっかり載っていて、一生懸命

情報提供されていると思うんですが、ホームページの情報提供のみで暮らしに充実している、子育て情報が充実しているということは、本当に私たちおばあちゃん世代も、それから若いママ世代も、みたけ暮らしに載っているんだということが、みんなでええって、何人かで話していたときに分かったんですけども、やっぱりそういったホームページに幾ら載せていても、そこにすぐというか行きやすくないとなかなか情報が届かないということが起こるんじゃないかなと思うんで、みたけ暮らしにいろいろ載っているよということ。

特に今このコロナ禍で、お母さんたちは子供さんを連れて本当にどこへ遊びに連れていったらいいのかということをごく迷っておられます。ぼっぼかんは1日10組、入れるのが、そして1時間までということで、あふれたお母さんたちは外で待っていないといけない状態です。それで、児童館だと1時間半遊べるわけですが、部屋もたくさん幾つかあるし、広いところも遊戯室もあるので、児童館だと本当に待たずに遊べるし、割と小さいお子さんは少ないので、そういったところが今は穴場だよということを見ても児童館の先生たちも若いお母さんたちに伝えたい。そういったことが児童館のお便りにも書いてあるので、私はそういうのもぜひお母さんたちが目にしてほしいなと思うんですが、そういったのもみたけ暮らしから入らないとなかなか目につかないということで、非常に見にくいというふうに感じています。

なので、みたけ暮らしに子育て情報が充実しているよというPRをもうちょっとしていただくとか、やはり情報提供の在り方というのをもう少し研究していただく必要があるかと思うんですが、その辺の御見解はいかがでしょう。部長にお願いします。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

ただいまの岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

情報提供の在り方ということでの質問かと思えます。

みたけ暮らしは、移住交流・定住の中でホームページを立ち上げてやっているものです。一つの情報ツールとしてそれを活用させていただくということで、おっしゃったとおり、啓発にも努めてまいりたいと思いますが、岡本議員も自らおっしゃったとおりで、いろんなチラシもパンフレットも配布しております。

先ほども申し上げましたが、お母様にとってみれば、情報を幾ら出しても御自分の興味があるものないものいろいろあると思います。それをただ単に駄々流しをしたところで、なかなかお母様方のほうには伝わらない部分もあるかと思えます。

そういった中で、ぼっぼかんとか児童館の厚生員、支援員が個別にお話をかけさせていただいて、必要な情報だとか相談事も伝えておりますし、いろんな施設にもチラシも置かせていた

だき、パンフも置かせていただき、今回新たに子育てのパンフレットもつくりまして、それもツールとしてお話しするきっかけとして使っていているという状況もありますので、いろいろな手段を使いながら情報提供に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

最後に、みたけ暮らしのPRもぜひしておいてください。よろしくお願いたします。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで換気を兼ねて暫時休憩をいたします。予定再開時刻は10時40分といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、さきに通告しました新庁舎建設について質問をいたします。

この件につきましては、昨年の第4回定例会で、福井議員が現在までの進捗状況とその完成時期について一般質問をされましたが、そのときの答弁では、農地法に基づく農地転用申請や土地計画法に基づく建設用地の基盤整備詳細設計と、建物の基本設計を進めている段階にあり、その完成時期は令和5年4月1日の開庁を目指していたが、現在進めている基盤整備詳細設計において関係機関との協議に時間を要していることもあり、令和6年度までずれ込む状況にあるとの答弁でありました。

5月21日に開催の全員協議会では、新庁舎建設基本設計（案）について全員に説明がされ、パブリックコメントを5月31日から6月20日までの期間で実施することでありました。その後の質疑で、新庁舎の完成と開庁時期については、同じく令和6年度までずれ込む状況にある

と答弁がありました。用地買収の時期については、農地法の手続もあるが、今年の10月頃から実施したいとの答弁でありました。

御嵩町の新庁舎の建設は、他市町村の庁舎建設から開庁までを比べた場合、その過程で大きな違いがあると考えています。

1つ目に、亜炭鉱廃坑に起因する対策として、地盤調査や空洞の充填事業の実施が必要なこと、2つ目に国道21号と可児川との位置にあり、その基盤整備事業には多くの土量が必要なこと、3つ目に環境モデル都市にふさわしい木造庁舎とするために、町有林での木造調達が必要なこと、以上の3項目が大きな課題であると考えられます。

また、第1回定例会当初予算での質疑で、新庁舎の実施設計の完了時期の質問については、当初の9月から令和3年度以内までに完了するとの答弁でありました。また、用地買収の時期については、農地法の手続もあるが10月頃から実施したいとのことであり、契約事務と登記事務が完了するのは令和3年度以内までの期間が必要かと思えます。全ての登記事務が完了した後から課題としました3項目の事業に入ることとなり、その後、新庁舎の建設事業に着手されるものと考えています。

特に、新庁舎には中保育園が併設されます。現在の中保育園は老朽化、耐用年数と民営化の件がありますし、庁舎建設基本方針で示されます現庁舎は、耐震性能と防災対策が不十分な状況にあり、現庁舎の抱える様々な課題を解消し、新庁舎には安全・安心な庁舎とし、大規模な災害が生じた場合でも、災害対策本部としての役割を果たすことができる庁舎とする、災害に強く、万が一の際には、町民を守るなどの基本方針が示されています。

以上のことから、先ほど申し上げました3項目の課題である1つ目、亜炭鉱廃坑に起因する対策として、地盤調査や空洞の充填事業について、2つ目、基盤整備事業には多くの土量が必要なことについて、3つ目、木造庁舎するため町有林での木材の調達が必要なことについて、この3項目について、現在の取組状況とそれぞれの工期についてお伺いしたい。この3事業が完成した後、保育園、児童館、庁舎等建設事業の工期があることから、令和5年度までの完成と令和6年4月1日からの開庁が可能であるかお伺いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初に、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

私も初めての一般質問の答弁に立ち、大変緊張しております。もともと上がり症でありますので、お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思ひます。

それでは、山田議員の御質問に町長が御答弁を申し上げる前に少しお時間をいただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、新庁舎建設についての御質問のうち、1つ目の亜炭鉱廃坑に起因する充填事業の現在の取組状況と、事業の工期についてお答えさせていただきます。

平成26年度に採択を受けた南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業から始まり、今日に至るまでの亜炭鉱跡防災対策事業のスキームは、震度6弱の地震により、直ちに陥没する可能性のある地盤の脆弱性が極めて高い地域内にある避難所等の公共施設や住宅地が対象です。

令和3年度からスタートした南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業では、岐阜県の全面的な協力をはじめ、議会の皆様の陳情活動などもあって、スキーム的には大きな変更はないものの、現況農地である新庁舎等を含む防災拠点施設の予定地が対策事業地として認められました。地域防災計画の中で、防災拠点として位置づけされている予定地が最優先で対象に承認されたことは特別なことだと考えています。

しかしながら、現在も農地転用申請や開発申請など法的手続に時間を要しており、現状では、現地に入って調査を行う段階に至っておりません。まずは法的手続を最優先し、速やかに亜炭鉱跡対策事業が進められるよう準備をしているところです。

今後の予定としては、次のように見込んでいます。新庁舎建設用地の亜炭鉱跡対策事業については、これまでの対策事業と同様、まず地盤脆弱性調査を実施し、亜炭層及び空洞の有無を確認した後、対策工事にて空洞を埋めていく予定としています。これらの調査や対策工事については、岐阜県や岐阜県産業経済振興センターと調整をした上で、南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業対策検討委員会、通称第三者委員会に諮り、レベル判定や工法等の承認をいただく必要があります。

現在の取組状況としては、第三者委員会に諮る地盤脆弱性調査の計画を練っているところがあります。工期については、対象面積や過去の実績値から地盤脆弱性調査におおむね10か月、対策工事におおむね15か月を要すると想定しています。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

それでは、1点目、亜炭鉱に起因する充填事業についての総務部長の答弁の後を受け、私のほうからは2点目の基盤整備事業、3点目の木造庁舎とするための木材の調達について、町長が御答弁される前に答弁させていただきます。

最初に、2点目の基盤整備事業には多くの土量が必要なことについてにつきましては、新庁

舎等敷地の基盤整備には、約 3.7 ヘクタールの敷地面積を国道 21 号バイパスと同じ高さとなるよう平均 2.5 メートルの盛土を行うために、約 10 万立米の盛土材が必要となると試算しております。そのため、新丸山ダム本体工事から発生する建設発生健全土を工事間流用により活用させていただくことで、コスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

現在の取組状況といたしましては、新丸山ダム工事事務所と建設発生健全土受入れのための協議、調整を始めているところであります。また、基盤整備事業の工期につきましては、本年度基盤整備工事の予算を計上し、令和 5 年度までの債務負担行為を設定しておりますが、亜炭鉱に起因する対策工事との調整や新丸山ダム本体工事からの建設発生健全土の受入れ調整の関係などを想定すると、早期に着手できないと予算措置での工期確保は非常に厳しい状況になってきていると認識しております。

そのため、農地法に基づく農地転用許可、都市計画法に基づく開発行為許可を受けることができ、用地取得が完了でき次第、できる限り早く着手できるよう事前に新丸山ダム工事事務所との調整や本町亜炭鉱廃坑対策室との調整につきましては、可能な限り進め、課題の検討を行ってまいりたいと考えております。

3 点目の木造庁舎とするために町有林での木材の調達が必要なことについてにつきましては、木材調達については、新庁舎に御嵩町の木をふんだんに使用するために木材調達を建設工事とは別に発注していきます。特に、木造新庁舎を建設するために必要となる構造材については 100%御嵩町産材とすることを目指しております。本年 4 月 1 日に、第 1 回木材調達業務委託を発注しており、今後基本設計完了後に 2 回目以降の木材調達を行う予定です。木材調達は 4 回程度に分けて行う予定で、事業の工期については新庁舎建設工事の進捗との調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

御心配をおかけしております庁舎関連について、山田議員の質問にお答えをいたします。

特に農地関連の遅れについては、これは私の不徳の致すところであろうというふうに思っております。御存じのように、私自身は完全消費者でもありますので、農業関係に詳しいわけではございません。知識がそれほどあるわけではありませんけれど、建設に関わってきた立場から言うならば、農地に対していかに用排水が大切なことかということは知っているつもりであります。私がこの計画をするときに、最も最初に指示したのが、用水についてはこれまで現況を下回らないこと、そして排水については、現況維持を実現することです。現況、農地

である予定地については、降雨があれば緩やかに貯水し、そして緩やかに排水をしていく、そういう機能、小さなダム機能を持っているわけでありましてけれども、建物が建ち、また駐車場をアスファルト化すれば当然水は上を流れることとなりますので、それについて水下の方が心配されるのは当たり前のことだと思っております。それら丁寧に配慮していくということが必須であると考えております。

先日、これらについて水利組合のほうから一定の理解を得たという報告を得ました。したがって、次の一步を踏み出すということになるわけですが、まだまだ時間がかかるような報告も受けております。農地転用などももし何か条件があればこれについて精査し、やれないことはやれないと言わざるを得ないですけど、丁寧に説明しながらやれることは全てやっていきたいというふうに思っております。

山田議員の質問は、開庁の時期であります。今担当の部長が御説明したとおり、設計や木材調達等については現在進行形であり、順調に進んでいると考えております。現場の進捗については、今後同時進行できるものについては同時進行していきたいと考えております。土についても私はウィン・ウインの関係が一番望ましいということで、丸山ダムには話をさせていただきました。

過去、産業廃棄物処分場問題で、なかなか明らかになってきませんけれども、私が昭和の時代から記録を何度も何度も読み返した上で感じたことは、一番の被害者は丸山ダムだったような気がします。あの計画によって、道路の方向性も変わりましたし、また本体工事の着工ができないというそういう期間を20年も辛抱してこられたということで、丸山ダムの所長と話をしています。土の行き場がないということもお聞きしましたので、では御嵩の今の計画と合致するんじゃないでしょうかと、両方いいですよということで進んでいる話であります。ダムを建設するための残土が出てくるという話じゃなくて、ダムを造るための原石を取る、コンクリートのための石を取るんですけど、その山の表皮には当然土がかぶさっていますので、それを持ってきてもらうという話がしてあります。

非常に要対策土については、国交省はナーバスになりますし、真剣に取り組みますので、やおつトンネルをくぐるときには安全な土が入ってくると私自身は確信しております。要対策土の処分場は丸山ダムの工事事務所も設置しておられますので、そこに入っていくものと解釈しております。

したがって、これらは話ができていく部分があるんですけど、正確な開庁の時期については、なかなか先が見えてこないということでもあります。難関である諸事務手続の先が見えた時点で全ての工程を、同時進行も視野に入れながら組み込んだ上でそれを明確にしたいと考えております。どちらにしても、最短を目指すという気持ちには変わりありません。

そもそも論ばかり言って申し訳ないですけど、この計画はまず現庁舎の強度不足、そしてそれに相まって、中保育園の老朽化など緊急性を要することから始まった事案であります。保育園では幼い子供たちが楽しみながら生活していますし、庁舎では将来のある若者たちが働いてくれます。そして、来庁者も多くあります。そういう方々の安全を守るというのは、行政の責任でもあると思います。今般のコロナ禍でも対策本部はこの庁舎内にありますし、一旦災害が発生した場合にも対策本部というのはこの庁舎の中に設置するわけですので、その核となる場所を確実性のある状況にしていきたいと願うのは当然のことです。少しでも早くという気持ちには今でも変わりませんので、ただ職員たちには丁寧にやってくれということも言っていますので、丁寧にやりつつ大急ぎでやるということになるかと思いますが、開庁の時期はある程度見えるような状況の事務手続が取れてれば、本当に正確な開庁の時期というのが示せるというふうに思いますので、議員の皆さんもお手伝いいただけるところはお手伝いいただいて、一日でも早く完了するようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ただいま町長のほうから、明確には、これは相手のあることですので、申し上げてもらえなかったわけなんですけれども、実は農地転用、水利組合の関係で一步前進したということで、例えば10月から用地買収に入って登記がいつ完了するか分かりませんが、もう一つ町長にお伺いしたいのは、これ御嵩町の事務所の位置、条例がありまして、これが特別多数議決ということで、以前町長がおっしゃっていたのは、ある程度用地買収ができて、一つの合筆をして、その地番がなった頃に何か出すと、提出されるというような話をちょっと聞いたことがあるんですけども、これでいきますと、3月の定例会なのか来年の6月の定例会のどちらかぐらいに、事務所の位置の関係する条例が出てくる、こういう理解でいいのかということを一つ聞きたいと思います。

それと、建設部長には、先ほど15か月工事に充填事業にかかるということは総務部長のほうに答えてもらったんですけども、私が質問を出した後に、行政懇談会の資料を後からちょっともらいましたんですけども、この中のスケジュールのところを見ますと、一応めどとしては令和6年度完成みたいな形で令和7年3月31日までにできちゃうようなことな書いてあるんですけども、ここら辺のところを考えたときに、充填工事に15か月かかって、それと同時に造成もできたところからやっていくと。なおかつ保育園のほうは先に造っていくと、

児童館をね。いろいろ難しい部分が入ってくるんですけど、その辺の同時進行、造成と亜炭の地下充填、その辺のところについてはいかがでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

お答えをいたします。

まず、事務所の位置ですね。これは、御嵩町の庁舎の住所をそちらへ持っていくというそういう話で、これも農地転用はできた上で用地買収をするということで、すんなりいくのかどうなのかということもあるかと思しますので、正確に答えることはできないと。ただ、条例上それをしなければならないわけですので、用地買収ができた暁には、その条例のいわゆる住所、それで議会の議決をいただくということになるかと思えます。

あと、同時進行というのは、亜炭鉱の調査であるとか、また埋立てであるとか、あとは用水排水が、かなり現況からいくと2メートル 50 ぐらい土がかぶるというような状況の場所ができてきますので、その対策など事前しておくべきことがあるかと思しますので、同時進行でも大体真ん中辺りですから、埋めながらやっていくということも可能になるというふうには考えております。

あとは、技術者らがどう考えるかということになってきますけれども、可能な限りそうした時間短縮というものはしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

〔8 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

先ほども町長のほうからあまり丁寧に仕事を進めよというのはいいんですけども、町の今のこの庁舎、保育園のことを考えますと、ある程度スピード感を持ってやらないと、ちょっと大変なことにもなったときに、いつ起こるか分からない地震の関係もありますので、その辺のところと、いろいろな課が一緒になってやらないといけない部分がありますので、町一体となって議会のほうも相談いただければ、特別委員会もありますので、その辺で検討していきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、3 番 奥村悟君。

質問は一问一答方式と物品を提示しての質問の申出がありましたので、これを許可します。
もう一つ、前段のほうで原稿が少し増えていることをお許しください。それも認めます。

3番（奥村 悟君）

私もちょっと声が小さいですので、マスクを取らせていただきたいと思います。よろしくお
願いします。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして、質問をさせ
ていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスワクチン接種について少し述べさせていただきます。

コロナワクチン接種の要請が国から7月末までとされてから、早急に各自治体独自のやり方
で進められています。本町も順次進められているようで、私も1回目が7月10日、2回目が
31日で接種券がつい先日届き、その日を心待ちにしています。ワクチン接種は、各市町村に
託され、接種券が届けられてからの予約のやり方が違うようで、本町では既に予約日が設定さ
れ、その日に都合が悪ければ、取り直しができるというシステムになっています。接種券が届
いてから新たに予約を取る必要がなく、予約を取る手間が省かれ、町民の方からは御嵩町はわ
ざわざ予約を取らなくていいからありがたいという声をお聞きしています。これも町長をはじめ
役場職員の方々の御努力に感謝申し上げます。

近隣の市町村の方に聞きますと、家族に85歳以上の方を持つ人で、電話をかけてもなかなか
つながらず、やっと予約が取れたという話を聞きます。こういったことから、御嵩町の選
択はよかったと思います。このように、スムーズにコロナワクチン接種が行われ、少しでも早
く新型コロナウイルス感染症が終息することを願ってやみません。

それでは質問に入ります。今回は大項目2点であります。

まず1点目、生活環境保全林みたけの森の整備についてであります。

みたけの森では、ササユリの開花時期を迎えて、今年も見事な花を咲かせて、来る人の目を
楽しませてくれていることでしょう。コロナ禍にあっては、ソーシャルディスタンスを保って、
森を散策し、気晴らしになっているのではないかと思います。

みたけの森は、昭和55年9月に着工し、3年後の昭和58年5月11日にオープンしました。
昭和55年は私が結婚した年で、5月11日は母の誕生日でしたので、双方の年は今でもよく覚
えています。

生活環境保全林として整備され、約70ヘクタールの広大な敷地に自然林の改良やアジサイ、
ツツジ、桜、ケヤキ、メタセコイアなど3万5,000本の樹木が植えられ、森の楽園となってい
ます。せせらぎの径、すずかけの径、くれないの径など、特色ある小道が数多く造られ、散策
される方を楽しませています。東端の山頂には、朝日の塔、西部の高台には夕日の塔の展望塔

が築かれ、東にははるか遠くに恵那山、北には御嶽山を眺めることができます。私も先日久しぶりに小道を散策し、まばゆい5月の新緑を受け、心地よい汗をかいてきました。両展望塔にも登り、恵那山と雪がかぶった御嶽山を見てきました。

昭和54年当時、松くい虫被害が全国で広がり、御嵩町でも全域で、松林はもとより庭木までもその被害を受け、みたけの森の前身である南山一帯も全滅に近い枯れ松が点在する惨めな森林となったことから、この整備事業により新しい山の姿として県内はもとより全国有数の自然森林公園として生まれ変わることができました。枯れ木を取り除いて、自然をそのままに、あらゆる種類の樹木も植えられ、今では貴重な植物が現存する宝庫となっています。本来あるべき自然環境の姿をこの森で見ることができます。

また、みたけの森を代表する自生のササユリは今では全国から多くの人を呼び寄せています。完成から今年で38年が経過し、樹木は成長し、間伐や剪定などの手入れは、毎年数千万円をかけて管理を委託業者によりなされていますが、そろそろ大幅に手を加える必要な時期が来ているのではないのでしょうか。

1つを上げるなら、小道の整備、案内標識などです。

そこで質問ですが、夕日の小径などの上り坂には、枕木を配置し、階段にして登りやすくする、また、木でこしらえた案内標識が腐って倒れているものや折れ曲がり違う方向を指しているの、これらを修理するなどして散策しやすくしてはどうですか。

パネルにしてみましたので、ちょっと紹介いたします。

これが夕日の塔へ向かう小径ですが、ちょうど担い手センターから少し上がったところですが、上のほうには小さく枕木があるんですが、以前あったような形が残っています。下のほうはかなり傾斜があつてかなりきついです。そういったところに整備をして、枕木を配置して高齢の方でも一步一步階段を踏み込んで上がっていけるようにしてはどうかということです。

もう一つは、くれないの径の木でできた標識ですが、これ38年も経過しましたので、こういったふうに腐って矢印があるんですけども、どこを指しているか分からない。これは、くれないの径だけですが、至るところ全部、こういった夕日の径だとかそういった標識があるわけなんです、こういった標識がこんなふうに腐ってしまっているということでもあります。

2つ目に、間伐した50センチほどの松やカシの木が道路の至るところに転がしてあり、放置しておけばそのまま腐ってしまうが、有効活用し、貴重な資源としてまきストーブの燃料にしてはどうですか。環境モデル都市のまちとして、御嶽宿わいわい館、中山道みたけ館にまきストーブが設置されています。個人でもまきストーブを活用している方が見えるなら、そういったところで使ってもらってはどうか。そのためには、まき割り機の導入をすべきと考えるが、いかがですか。

こちらは、私がみたけの森で撮ってきた写真ですが、こういったふうに間伐した松とかカシの木、こういったものが道路の隅に転がしてあります。このまま腐らかしてしまうということでもあります。幅は30センチから50センチですので、すぐにまき割り機に使える、そういったストーブのまきとして使えるということでもあります。

3つ目ですが、みたけの森の散策用にセルフガイドマップが作成されています。

これがみたけの森のセルフガイドマップ、こういったものがつくられています。これを見ると、小径などの分岐点にアルファベットのABCなどの文字が記載され、それを目印に各コースを歩くようになっています。初めて来られた方に、マップと森の場所を分かりやすくするためにも、現地にもこのアルファベットの表示が道しるべとして必要ではないですか。

4つ目、森林学習館が整備され、ありきたりのみたけの森の植物の写真の掲示とパンフレットが置いてあるのみですが、学習館と名をつけているならば、活用について斬新なアイデアを取り入れてはどうですか。

例えば土岐市の陶史の森にあるネイチャーセンターでは、四季折々に森で見られる鳥や植物、昆虫などを毎日のように写真に撮ってラミネート加工し、センターでいつでも見られることができ、来られる方の散策する楽しみの一つになっています。こういったことを参考にされてはどうですか。

1つ借りてきましたので、お見せしたいと思います。

これはラミネートのものですが、これが鳥を撮ったものですね、ラミネートにしてあります。これは植物です。これをラミネートにしてあります。

こういったものをネイチャーセンターのほうに、こういったふうに5月とか2月とか月ごとにこういったものを入れ込んで、来た人が常時これを見て散策をされると。これネイチャーセンターでは毎日のように、そこにいる職員が写真を撮ってラミネートにして置いてあるということですね、こういった活用をしています。中で、講座とかそういったものは開かれていないんですが、こういったものを来訪された方が見て森を歩くということで、大変好評だということでお聞きしております。

5つ目、ササユリ群生地に入るのに、駐車場から2つのため池を通過して健常な方でも10分ほどかかります。高齢の方は、曲がりくねった池のほとりを歩くのに道が狭くてとても危険です。また、擦れ違いに苦労すると言います。

そこで、南山公園野球場入り口と、南山トンネル東入り口の間、南山環状線脇からササユリ群生地まで進入路を取り付けて、高齢の方や障害者の方でも車椅子で安全にササユリを堪能していただける遊歩道に整備してはどうですか。駐車場は、南山公園野球場を利用してもらえればよいと思います。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

奥村議員からは生活環境保全林みたけの森の整備についてと題され、5点の御質問をいただいております。

奥村議員の御質問でも触れられておりますが、みたけの森は、昭和55年から昭和58年にかけて岐阜県で6番目の生活環境保全林として整備され、総面積は約70ヘクタールです。生活環境保全林は治山事業の一環として、荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木を植えたり、歩道や利用施設などを整備し、保健・休養や自然観察の場として御利用いただくための森林です。

近年、みたけの森では平成29年度に管理棟のあった場所に県の補助を受け、森林学習館を整備しました。この施設は、県産材活用による木造平家建て延べ床面積81.38平方メートルで、森林学習スペース、水洗トイレ、多目的トイレ、管理人室を備えております。また、高原湿原の木道を平成26年度から整備を始め、令和2年度に完成しております。この木道の整備延長は88メートルです。

このように、みたけの森では毎年の管理委託業務に加え、有利な財源を確保しつつ、保健休養や自然観察の場として皆さんに御利用いただくために、議員の御質問をお聞きすると、決して十分ではないと言われるかもしれませんが、多額の費用をかけて整備してきております。また、通常管理委託業務の中で、管理人が順次修繕の必要な箇所を補修しております。そのため、今は大幅に手を加えるのではなく、順次修繕にて対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、奥村議員からの御指摘につきましては、真摯に受け止め、今後の維持管理の参考とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、御質問に答弁させていただきます。

御質問の1点目、散策小径への枕木による階段の設置と木製の案内標識の修理はにつきましては、みたけの森には数多くの枕木や看板が設置されており、経過年数とともに老朽化が進んでおります。そのため、毎年少しずつではありますが、管理人により枕木を擬木に代える修繕を行っており、看板につきましては、特に修繕が必要になってきていると認識しており、令和2年度から順次修繕を行う予定として需用費等の予算を増額しております。

御質問の2点目、間伐した木々を再利用するために、まき割り機を導入してはどうか、につ

きましては、御提案ありがとうございます。この件につきましては、まき割り機を今年度中には導入したいと思っておりますので、導入後どのような活用をするかを含め検討し、導入の準備をしてまいりたいと考えております。

御質問の3点目、セルフガイドマップの表示をみたけの森内に看板表示し、リンクさせる必要があるのではにつきましては、看板設置数はAからYまでの25か所が必要となりますが、早急に設置できる手法として、紙をラミネート加工した簡易な看板を設置したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

御質問の4点目、森林学習館をどのように活用していくのかにつきましては、現在、森林学習館の掲示は、みたけの森で見られる四季の植物の写真パネルを開花時期に合わせて、随時掛け替えながら展示しています。みたけの森に訪れた方々には、学習館を御利用いただき、展示してあるパネルで季節の植物を見て、森内で探していただければと思います。校外学習等でみたけの森に訪れた子供たちは、展示を見てくれているようです。また、天候悪化時には、一時避難所として使用していただければと思います。

土岐市の陶史の森にあるネイチャーセンターを訪れ、職員の方にもお話をお聞きしてきました。歴代の職員の方々が撮影した写真をラミネート加工し、草花、動物、野鳥、トンボ、チョウなどに分けて展示してありました。このようなことは、施設の規模も違うことから難しいなと思って帰ってまいりました。担当といたしましては、現在のような形で管理していきたいと考えております。

御質問の5点目、南山公園野球場入り口付近からササユリ群生地への遊歩道を整備する考えはにつきましては、御提案いただいたように、高齢者や障害者の方でも車椅子で安全にササユリを堪能していただけるようにしたいとは考えますが、現地を確認させていただきましたが、野球場入り口付近は高低差もあり、バリアフリーの遊歩道を整備することは物理的に困難と考えます。

また、バリアフリーの遊歩道を整備することができる可能な手法があったとしても、大規模な施設が必要となると考えられますので、ササユリ群生地への環境変化もあることから困難と考えます。御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で奥村議員への御質問に対する答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

答弁ありがとうございます。

標識については令和2年度から順次、需用費を活用して進めていくということですし、まき割り機については、すぐ導入されるということなんです。簡単なものから順次やっていただければいいわけですが、特に標識については、やっぱりササユリを見に来られる方、今年もササユリの開花というか、例年よりかなり多かったです。私も数回見に行ったんですけども、かなり人は訪れています。

やっぱり標識がないとなかなか分かりづらい。地元の人でも分かりづらいですし、遠くから来た人についてはこういったマップを使って歩かれますので、やっぱりこれ38年も経過しているんで、そういったものは財政的な面、陶史の森とは違うということなんですけれども、やっぱり毎年ある程度の額でもいいですからして欲しいというふうに思うんですけども、今の標識のほう、これについてはかなり本当に老朽化して倒れてしまって見えないんですけども、これは早急にやるというかそういったことのお考えはどうでしょうか。

議長（高山由行君）

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

それでは、奥村議員の再質問にお答えしたいと思います。

標識につきましては、現在みただけの森内に何か所あるかと、そういうところも今把握しつつ、その中で集約できるものは集約していくとか、その辺を含めて検討をしておりますので、なかなか1年にできる箇所数というのはやっぱり1枚の単価も高いところから難しいところがございまして、とにかく緊急度の高いもの、また必要なところから随時対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

やはり毎年ある程度のお金をつけていただいて、何本あるかというのを、私もこの前歩いてみて、本数をちょっと数えてみたんですね。やっぱり現地を歩かれてみると、どこが悪くて、どれが何本ぐらいあるか、分かるんですね。やっぱり例年2本か3本ということで計画を立ててやっていただけのことがいいかなあと思うんです。

それから、遊歩道の件なんです。私もちょっと現地を見ているんですけども、かなり急ですよ、あそこ。急なんですけれども、やっぱり駐車場なんか公園の野球場を使うと近場でいいと思うんですが、スロープももうちょっとくねったふうに、いろは坂じゃないんですけど、こういったカーブをきちんとつけて、本当にちょっと知恵を絞れば、何とか工夫すれば、

お年寄りに優しい道路になるかと思うんですけれども、そこら辺のところちょっと部長にお聞きしたいですが。

議長（高山由行君）

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

奥村議員の再質問にお答えしたいと思います。

本当に今回御質問いただきまして、気持ち的にはできるだけたくさんの方に見ていただきたいですし、車椅子で御利用の方も見ていただきたいというのは本当にそのように思いますが、やはり見ていただく方の安全とか、費用がどの程度かけられるかということも含めて、車椅子で安全にといいますと、やっぱりかなりの施設が必要になってくるというふうに考えておりますので、なかなか難しいかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

私の考える森づくりとは、私たちが役に立つ森をつくることやというふうに思います。その森は保護するだけではなく、当然手入れが必要なんですね。手を加えることが必要ではないかなというふうに思います。当初造られたレクリエーション林とか教育の場ということで、そういった基本方針で昭和58年にできたわけですけれども、環境林とか保健林とかレクリエーション林とか教育林、そういった生物多様性を踏まえた環境として位置づけたものにしていくというのが当然だなというふうに思うんですが、建設部長に聞くのはどうかと思うんですけれども、みたけの森について考え方を少しお聞かせください。

議長（高山由行君）

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

奥村議員の再質問にお答えしたいと思います。

私も今の農林課を離れまして、匝炭鉦のほうにかなり長い間行っておりまして、今回建設部に戻りまして、みたけの森を、奥村議員も歩かれたと思いますが、私もかなり歩きました。その中で、先ほどの夕日の塔へ行く小径も歩きましたけれども、非常にみたけの森のよさというのをやっぱり痛切に感じたということでございますし、やっぱり管理人の方の努力ということによってかなり整備されているというふうに感じていました。

また、来ていただく方も多種多様の方が来ていただいておりますので、毎日来ていただく方、

また管理人さんの話を聞くと、遠くのほうから県外から来ていただくことも多いというふうに聞いておりますので、何とかみたけの森を、御嵩町のアピールできる大切な公園、生活環境保全林として位置づけて今後もしっかりと担当としては管理をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

先ほど部長が6番目ということで、生活環境保全林ですね、6番目にできたということなんですけど、岐阜県には32か所、以前は33か所でしたけれども、飛騨金山の森が廃止されて、今32か所が生活環境保全林になっています。私も、陶史の森もそうなんですけど、あさひの森だとか池田の森もちょっと行ったこともあるんですけど、大変きれいに整備してあります。みたけの森も当然本当にきれいに整備されているかなと思います。

そういったものを後世に本当に残して行ってほしいと思いますし、ちょうど庁舎が移転すると21号バイパス沿いに。みたけの森が近くなるんですね。町の議員の懇談会的时候にも、みたけの森の活用の話が出たわけですけども、本当に目と鼻の先にみたけの森ができるわけでした、やっぱりいろいろな人が訪れたときに、役場の庁舎を駐車場代わりにしてそこへ出かけていくというのもあるかと思っておりますので、そういったものも踏まえながら、今後整備に力を入れていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

2点目ですが、御嵩町第7次行政改革大綱の人材確保と職員のスキルアップについてであります。

一昨年の12月定例会で、メンタルヘルスマネジメントについて一般質問し、副町長から答弁をいただき、職員心の健康づくり計画を策定されるなど、メンタルヘルス対策に取り組んでおられるかと思っております。その後、残念なことに、職員が自ら命を絶つという悲しい事実を目の当たりにして心を痛めています。今でも精神的不安を抱え、他の人に相談することなく一人で悩み苦しんでいる職員もいるかもしれません。

最近、役場へ行く機会が多くなり、いろんな部署の職員と接していても、笑顔だとか元気がないような気がしてなりません。一昨年、女子ゴルフの全英オープンで優勝し、日本勢に樋口久子さん以来42年ぶりにメジャー勝利をもたらした弱冠二十歳の渋野日向子選手は、緊迫した試合途中でも、いつも明るい笑顔を振りまいて、ギャラリーにハイタッチするなど海外メディアからスマイリングシンデレラと呼ばれていました。

私が、以前から役場へ用事に行くと、いつもにこやかに笑顔で返してくれる職員がいます。私にだけなのか、他の町民の方にもそうしているのか、それは分かりませんが、その時点で気分がとても晴れやかになります。

昔からのことわざに、男は度胸、女は愛きょうという言葉があります。最近では、男も女も度胸、愛きょう、どちらも必要ではないでしょうか。夏目漱石は「虞美人草」で登場人物が言うことに、「愛きょうというのはね、自分より強いものを倒す柔らかい武器だよ」と書いています。愛きょうを笑顔と言っていいか分かりませんが、それに近いものではないでしょうか。だとすれば、笑顔に勝る武器はないかと思います。

何を言いたいかといいますと、いろんな苦境に立ったときに、相手にもよるかと思いますが、笑顔を決やさないことが、人に好かれ、味方として引きつけられるのではないのでしょうか。

行政改革に関する基本的な考え方や取組を実行していくための方針を定めた行政改革大綱は、第7次として令和3年度から令和7年度までの5か年計画がスタートしています。大綱における基本方針の一つに、町民ニーズに対応した柔軟な行政運営の推進、その下に人材確保と職員のスキルアップの推進があります。実施項目を職員定員適正化計画に基づく人材確保と適正な人事管理、職員の心身の健康増進、人材育成基本方針に基づいた職員の育成の3つの柱から成っています。

人材育成基本方針は、町政運営の根本を支える、各種人事施策をつかさどる重要な方針であります。職員の育成の基本となる御嵩町人材育成基本方針は、平成29年3月に見直しがなされ、また定員適正化計画も5年ごとの見直しの中で、平成29年度から新たな5か年計画が策定されています。御嵩町の人材育成基本方針を読ませていただきましたが、その中に職員一人一人が全体の奉仕者であることを自覚し、求められる職員像として、1に住民目線に立って物事を考える職員、2に新たな課題に挑戦する職員、3に町民から信頼される職員となることとうたわれています。

プロ野球の名選手で名監督であった故野村克也さんは、監督時代、「財を遺すは下、仕事を遺すは中、人を遺すは上とする」との言葉を大切にし、人づくりに力を入れたそうです。野村さんの教えにもあるように、やはり仕事の要は、人材の育成ではないでしょうか。

定員適正化計画では、5年目の令和3年度まで157人で推移する目標としています。現在の職員数は、4月1日現在で正職員が157人、再任用職員が6人ですので、クリアできていると思います。平成8年当時のピークでは、200人ほどの職員がいました。それを見ると、50人弱も減っていることになります。施設の統廃合や民営化などにより職員数の削減が図られてきているとは思いますが、当時と比べて仕事の高度化、事務量の複雑・多様化、住民のニーズの変化など、時代ともに大きく変わってきていることは間違いのないのです。臨時職員を増やし対応

できていると言えればそれまでですが、正職員でしかできない仕事もあります。一人一人にかかる負担は相当なものがあることは言うまでもありません。職員一人一人が住民目線で、新たなことに向かって町民から信頼される職員となっているのでしょうか。

私は、職員時代、誰のために仕事をしているかと問われたとき、住民のためにといつも自分に言い聞かせていました。職員によってそれぞれ能力は違います。その能力を把握してこそ、人事配置はできるのです。よく適材適所と言いますが、限られた人数の中で皆が皆、同じ部署には配属はできないでしょうが、管理職は職員の能力や特性を常日頃から熟知し、組織として管理していくことが必要ではないのでしょうか。

人材育成基本方針にあるように、公務員は職階制なので、職に応じた能力を兼ね備えていればよいこととなります。しかし、職員一人一人の成長なくして、町民のために行動する職員にはなれません。そのためには、職員と職場との連携による組織力の向上、働く環境の整備が必要ではないのでしょうか。民間企業でいうところの企業倫理を踏まえた指示をし、部下に無用な精神的負担をかけないようにしなくてはなりません。行政改革や事務改善の運動、職員の意識改革などに取り組んでこられたかとは思いますが、職員数の削減や業務効率の向上など量的な変化はできても、組織内に改革しようという目的意識の共有化、改革風土の定着がなされてきたのでしょうか。職員が日々働く職場が誰もが働きやすい風通しのよい職場環境になっていることが重要です。

そこで質問ですが、1つ目、職員心の健康づくり計画を拝見させていただきました。上からの押しつけの計画ではなく、職員に寄り添ったよい計画になっていると感じました。この計画によって、組織及び職員に大きな変化はあったのでしょうか。また、どのように活用されていくのでしょうか。

2つ目、衛生委員会の議事録を拝見させていただきました。衛生委員会は、法律により月に1回以上開催し、職場の環境について話し合い、調査審議した結果を事業者に報告する義務があります。衛生委員会は、健康障害のことだけではなく、職場環境の改善についても話し合いがなされ、また職員自らが健康について考えてその改善策を提案していく場であると考えます。

そういった意味からも、衛生委員会の存在意義は重要です。頂いた議事録を見ても、そういった活発な議論が交わされているとは感じられません。毎年、年度末に1回だけの会議ですが、もう少し回数を増やし、実のある委員会であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、令和3年度から5年間の第7次御嵩町行政改革大綱の人材確保と職員のスキルアップの推進の実施項目では、職員定員適正化計画による人事管理や人材育成基本方針による職員の育成はもとより、職員の心身の健康増進を追加し、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和とありますが、つけ加えられました。5年間の目標ですが、実施項目

をどのように具体化されていくのか。アクションプランがあれば、お聞かせください。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

答弁に入る前に、質問の中で述べられた数値に疑義があります。確認のため、反問権を行使したいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

議長（高山由行君）

副町長より反問権の要求がありましたので、これを許可いたします。

副町長（寺本公行君）

ありがとうございます。

攻守所を変えて、それでは奥村議員にお尋ねします。

先ほど質問の中で、今年4月1日現在の正職員数を157人と述べられております。私が把握している数値とは明らかに違います。この157人という数値はどこから持ってきたものか、その根拠を教えてくださいたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

今年度予算、令和3年度の予算ですね、そこで私も総務建設産業委員会で質問したかと思いますが、そこでしっかり数字を見せていただいて、私が計算したには157人、再任用職員が6人ということで、私がそういつて把握させていただきましたので、この数字を出させてくださいました。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

御答弁ありがとうございました。

令和3年度当初予算の給与費明細書の人数がそのまま実職員数だという回答だったと思います。今年の3月定例会、予算審議の中で、奥村議員は精力的に我々職員に対して質問されましたので、恐らく給与費明細書から引用されているのかなと推測はしていました。

確かに令和3年度予算における人件費策定の段階では、定員適正化計画に定める上限数157人を目指していました。しかし、予算策定後、採用内定者の辞退、年度末の早期退職申出などにより実際の職員数は減ってきております。このような変動要因は過去にも起こっており、今

後も起こり得るものです。奥村議員が、人事係長在職時にもこのような現象はあったのではないのでしょうか。

正しくは、令和3年4月1日現在の職員数は152人であります。適正化計画上限数157人と比較して、5人少ない中で今年度はスタートしております。

それでは、本題に戻りたいと思います。少し長い質問でしたが、でき得る限り答弁は簡潔に行いたいと思います。

まず1点目、心の健康づくり計画についてお答えします。

私は、この計画をつくって終わりだとは決して思っておりません。計画策定はゴールではなく始まりです。

最近、他の職員を心配する声が人事係に届くようになってきています。人事係による面談、状況に応じて専門機関へ取り次ぐ場合もあります。職員一人一人が同じ職場の仲間であり、私もほかの職員に関心を持ってほしいと課長会議の場で申しております。また、プライバシーの問題も絡み、難しい面もありますが、プライベートなことも話し合える仲間をつくってほしいとも願っています。

したがって、議員が述べられるような大きな変化はありませんが、徐々に変化する兆しが見えてきたのかなと思います。メンタルは可視化が難しいところです。また、計画策定をしてから、半年もたっておりません。早急に結果が出るような事案ではないことを認識していただければと思います。今後、この計画を職員一人一人が意識するように啓発していければと考えています。

次に、2点目、衛生委員会についてお答えします。

議員も指摘されているように、活発な議論を交わしていないのが現状であります。そのような状況で、単に開催回数を増やすだけで、実のある委員会になるとお考えではないと思います。議論が活発になるための仕掛け、工夫が必要と考えます。例えば今月の会議は時間外勤務に特化するといった議題を絞ることも一つの手法だと考えております。委員会での議論が活発になることで、次のステップ、開催回数の検討に移ります。

ここで1つ気になることがあります。御嵩町職員衛生管理規程では、必要に応じ委員長が招集と定められており、法令の要請である毎月開催といった具体的な規定がされていません。この要綱は、平成12年に制定され、平成17年に一部改正されていますが、開催回数に係る規定が改正された形跡はありません。したがって、要綱改正も視野に開催回数の検討を始めていきます。

最後3点目、第7次行政改革大綱による実施項目の今後の展開について述べたいと思います。大綱の中で実施項目の1つ、人材確保と職員のスキルアップの推進を掲げています。具体的な

行動計画は、今後行政改革推進委員会に諮り決定していくものですが、現時点で考えられる主なものを3点ほど述べたいと思います。

まず1つ目、令和4年度から始まる新しい定員適正化計画を今年度中に策定します。この計画については、昨年、令和2年6月定例会において、山田議員からの一般質問に対する答弁で、次のように答えております。

平成29年4月に策定した御嵩町定員適正化計画は、157人を定員の上限と定めています。その範囲内の152人で頑張っていることは先ほど申し述べました。以上のことから、令和4年度からの新しい定員適正化計画では、急増する行政需要にも対応できるよう定数増も視野に今から検討協議を進めていきます。

以上であります。現在もこの考えに変わりはありません。内容が固まり次第、議会へ報告させていただきます。

次に、2つ目、多様な方策による人材の確保が考えられます。

再任用制度は引き続き積極的に活用していきたいと思います。これ以外にも、毎年4月の一括採用のみならず、通年採用も検討する価値はあると考えます。

最後3つ目、メンタルヘルスのチェック機能及び相談体制の強化を上げます。

これは改めて申すまでもなく、過去の反省に立ち、将来にわたってこの御嵩町役場が働きやすい職場となるための新たな行動計画であります。

さて、現在コロナワクチンの集団接種を保健センターで実施しています。経験したことのない大規模なものであり、実施期間も長い。当然経験値も少ない。福祉課のみならず、御嵩町役場全庁一丸で取り組んでいます。駐車場案内、受付、体温チェック、問診票確認など、各所に職員を配置しています。課単位で1つの業務を任せていますが、5月のリハーサル、実際の接種業務を経験する中で、職員同士が気づいた点、改善すべき点などを積極的に話し合い、次の接種業務に役立たせています。通常業務に対応しつつ、疲れているにもかかわらず、職員同士互いに助け合い頑張っています。大きな目標に向かって奮闘している職員を見ることで、改めて思いを強くしています。つまり、心の健康づくり策定は一つの通過点として上司、部下だけの関係のみならず、同じ職場の仲間として互いに声を掛け合い、相談しやすい雰囲気をプライバシーも考慮しつつ、時にはプライベートも語り合うなど職員全員で心がけ、実践していくことができる職場を目指していきたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

答弁ありがとうございました。少し前向きな答弁かなというふうに感じます。

1点だけ、第7次行政改革大綱の中に、職員の心身の健康増進で、ワーク・ライフ・バランスの実現というのが新しく盛り込まれたわけですがけれども、私、このワーク・ライフ・バランスというのは、先ほど私も申し述べましたように、働く環境の整備がまた当然必要不可欠だというふうに思うんです。例えば年次休暇の取得だとか時間外勤務の削減だとかそういったものは一つの手段であって、目的は職場環境の整備があって、職場全体で職場のサポートができる職員ですね、管理職も含めて、そういった環境づくりを行うことが、そのワーク・ライフ・バランスの実現に向かうと思うんですけれども、副町長、一つこの件について何かお答えがありましたら、ちょっとお聞かせください。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

どちらかという、現在業務が細分化されているということで、こういっては何ですけども、ほかの職員がやっている業務に関心が薄かったという事実もありますし、私も感づいておりますので、そのためにも答弁の中で言ったほかの職員に興味を持ってということは、仕事も含めて興味を持ってほしい。当然仕事では主任、副主任というのがあります。主任、副主任同士で話し合っ、主任が休めば、その日は副主任が対応するといったようなことをやっていきながらワーク・ライフ・バランスを目指していきたいというふうに思っています。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

ワーク・ライフ・バランス、どこの企業でも今いろんな自治体でもこれを取り入れおりますので、この実現に向かって頑張っていたきたいと思うんですが、実は先日マスコミでも報道があったように、女優の深田恭子さんが適応障害で芸能活動を一旦休止されるという話があったんですね。ストレスが要因だということと言われておりますけれども、皇后雅子様もなったということなんですけれども、その深田恭子さんが週刊誌のインタビューでこんなふうに答えているんですね。

大好きな仕事を目いっぱい楽しむためにも心が健康であることが一番、このように心の健康なくしてよい仕事はできないと思います。心の健康づくり計画もできたわけですがけれども、常

に職員の皆さんが手元に置いて、声を掛け合い、意識づけをすることが必要だというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時10分といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

議長（高山由行君）

午前に引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

10番（大沢まり子君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、大きく分けて2点について一般質問をさせていただきます。

初めに、ヤングケアラー支援についてお伺いをいたします。

国が昨年度、公立の中学校2年生と全日制高校2年生を対象に実施をした全国ヤングケアラー調査によりますと、中学2年生の5.7%、17人に1人の割合、高校生では4.1%、各クラスに1人から2人のヤングケアラーがいることが分かりました。

ヤングケアラーとは、家族の介護や世話などを行っている18歳未満の子供のことです。大人が担うような家族のケアを18歳未満の子供たちが任されているケースが少なからずあるということです。介護や世話の負担が大きく、部活動や進学を諦めざるを得なくなる子もいます。家の中の家事、食事の用意や後片づけ、洗濯、掃除、家庭管理、買物などのほか、幼い兄弟の世話、身体介護、感情面でのサポートとしてそばに居ること、元気づけること、見守ること、また薬を飲み忘れないようにするなどの医療関係の世話など、様々なケアを行っていて、それはお手伝いの範疇にとどまらない場合があります。

ケアをすることで、年齢の割に高い生活能力や、病気や障害への理解、思いやりがあるなどのプラスの影響もあります。しかし、ケアが優先されることで自分のことが後回しになることでのストレス、話せる人がいなくて孤独を感じる、睡眠不足、心身の不健康、勉強の遅れ、部活ができない、遅刻が多いなどの学校生活、自分の時間が取れず友人と遊ぶことができない、アルバイトができない、進路について考える余裕がない、受験の準備ができていないなど、人

生の選択にマイナスの影響が出ることもあります。

ヤングケアラーは、自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期にある子供です。ケアの責任を有していないほかの子供と同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達が図られるよう、支援が必要と考えます。

ヤングケアラーに特化しているわけではありませんが、全国に先駆けて、埼玉県や北海道栗山町では、ケアラー支援条例が施行をされております。また、名張市議会では、この6月議会にヤングケアラーを支援するための条例案が提案をされています。市の責務として、ケアラー支援の施策を総合的、計画的に実施をすると明記し、ケアラーに関する広報や啓発、相談・助言・生活支援を担う人材の育成、ケアラー支援施策に必要な体制、関係機関との綿密な連携の整備などが盛り込まれています。

そこで、それぞれの担当部局の御見解をお伺いいたします。

御嵩町におきましてヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズの把握、評価を実施し、必要な支援につなげることについて。

2番目、相談・助言・生活支援を行う人材の育成に向けた研修などの実施について。

3番目に、ヤングケアラーや家族がアクセスしやすい相談窓口の設置、可視化について。

4番目に、社会的認知度の向上のために、ケアラーに関する広報や啓発について。

以上4点に対するお考えをお聞かせください。簡単、明瞭な御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初、教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

大沢議員の質問全体に対して、初めに教育委員会としての考えをお答えいたします。

まず、ヤングケアラーとはどういうことかであります。

日本ケアラー連盟によれば、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と定義されています。このことは1980年代末からイギリスにおいて問題視されてきましたが、日本において社会問題としてクローズアップされ始めたのは平成26年に入ってからで、特に平成30年に出版された「ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実」という本によって、広く知られるようになったものです。

ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因があります。こうした中で、ヤングケアラーは、年齢や成長の

度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があると指摘されてきました。

昨年、令和2年9月の岐阜県議会第4回定例会で、健康福祉部子ども・女性局長がヤングケアラーの実態把握と対策について、次のように答弁しています。

県は、この8月、各市町村の要保護児童対策地域協議会、要対協とありますが、を通してヤングケアラーに関する臨時調査を実施いたしました。要対協の把握する支援対象児童約2,400人のうち、小学2年生を含む36人がヤングケアラーに該当し得ることが判明いたしました。しかしながら、ヤングケアラーは実態が見えにくく、そういう問題があり、市町村教育委員会、要対協にも広く周知しつつ、ヤングケアラーに該当し得る事例について、継続して把握に努めてまいります。

また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに比して重い介護負担を負いつつ、介護保険等自らの負担を軽減できる公的支援については、必ずしも情報が十分でないと考えられます。そのため、把握した個々の事例に応じて、児童のメンタル面にも配慮しながら丁寧に支援ニーズを聞き取り、被介護者の病状や障害の程度に応じた公的福祉サービスにつなげるなど、支援に努めてまいりますと、これらの内容につきましては、教育委員会の今後の対応として非常に重要な答弁であると受け止めているわけです。

調査の中の臨時調査で、御嵩町の要対協では、ヤングケアラーと判断する子供はいないと報告しています。議員が言われましたように、令和3年3月に公表された要対協と子供本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査・研究事業、ヤングケアラーの実態に関する調査・研究によると、世話をしている家族がいると回答した子供は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果でありました。その中には、世話をしているでも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子供が半数いる一方で、家族の世話をほぼ毎日している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果でありました。本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子供らしい生活が送れず、誰にも相談できず日々独りで耐えている状況がうかがえます。

アンケート項目のヤングケアラーと思われる子供の状態10例に基づけば、御嵩町でもヤングケアラーと思われる子供はいるという認識は重要だと思います。その10例とは、1. 障害や病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている、2. 家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている、3. 障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている、4. 目を離せない家族の見守りや声かけをしている、5. 日本語が第一言語ではない家族や障害のある家族のための通訳をしている、6. 家計を支えるための労働をしている、7. アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱える家族の対応をしている、8. がん、難病、精神疾患などの慢性

的な病気の家族の看病をしている、9. 障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている、10. 障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。以上の10例でございます。

文部科学省及び厚生労働省は、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるために、令和3年3月にヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置し、必要な検討を行ってまいりました。先月の5月17日に報告書がまとめられ、文部科学省ホームページに掲載し、現在周知しているところであります。そして、文部科学省は、5月21日に各都道府県教育委員会に対し、ヤングケアラーの支援に向けた連携プロジェクトチームの報告の公表についてを通知し、次のように、学校に対し、必要な支援が行われるよう依頼しました。

学校の教職員は、子供と接する時間が長く、日々の変化に気がつきやすいことから、ヤングケアラーを早期に発見しやすい立場にあると言えますが、教職員や学校関係者等のヤングケアラーに関する概念の周知は十分ではなく、その理解促進を図った上で、スクールソーシャルワーカー等を通じ、福祉等の適切な支援につないでいく役割が期待されています。つきましては、本報告書を踏まえ、各福祉部局と教育委員会が連携したヤングケアラーに関する研修を実施するなど、各教育委員会の担当者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む学校の教職員等を対象としたヤングケアラーの概念の周知や教育相談体制の整備・充実、ヤングケアラーに対する必要な支援が行われるよう、適切な対応をお願いいたしますということでした。

以上のことから、岐阜県健康福祉部、そしてこの文部科学省の指導に基づき、次の4点について、教育委員会としては、実施できるように努めてまいります。

1. ヤングケアラーに関する研修を実施します。校長会や教頭会での研修、教職員や学校関係者等の理解促進を図る研修、民生部と教育委員会が連携した研修等々です。

2. ヤングケアラーに関する実態把握調査を実施します。教育センターと子ども相談所、要対協との連携による実態把握、学校職員へのアンケート調査、ヤングケアラーの理解を進めた上での児童・生徒へのアンケート調査、関係機関との連携による子供の洗い出しと支援策の検討等々です。

3. ヤングケアラーに関する相談支援を推進します。ヤングケアラーの理解を深めた相談員による教育センターやオアシス教室、学校教育課の既存の相談窓口の対応をきちっとします。さらに、24時間子供SOSダイヤル、子どもの人権110番、岐阜いのちの電話、チャイルドラインぎふ、岐阜県子ども・家庭電話相談室等々を一覧表によって紹介し、関係機関と連携することによって、相談活動の充実と福祉サービス利用の促進につなげていきます。

4. ヤングケアラーに関する広報・啓発を推進します。国や県とともに、広報紙やパンフ

レット、ポスターなどによる啓発、そしてホームページ等での啓発等々です。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっていました。支援を行うに当たっては、まずは福祉、介護、医療、教育等といった分野が連携し、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見するよう努めていきたいと思えます。

また他方で、子供の中には、家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになっている場合もあることにも留意する必要があります。支援を行う際には、まずしっかりと子供たちの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることも大切にしていきたいと思っています。

以上で答弁を終わります。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

ヤングケアラー支援について、私のほうからは、民生部所管の観点から4つの質問についてお答えをいたします。

最初に、現在、ヤングケアラーと思われる子供の相談や支援のケースはありません。今後、ヤングケアラーと思われるケースがあれば、その事案によりますが、要保護児童対策地域協議会などで対応し、支援をすることとなります。

質問のまず1つ目、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげることについては、ヤングケアラーがケアをする家族、世帯に対しては、既に医療、介護、福祉など関係機関の保健師や児童福祉士、子育て支援員、包括支援センター職員、介護支援専門員等の専門職がその家庭に関わって相談や支援を行っているケースも考えられ、場合によっては、察知できると思えます。その上で、ケアに関わる福祉、介護、医療、教育の専門職が連携し、積極的な働きかけ、アウトリーチにより、早期発見につながると考えています。

2つ目、相談・助言・生活支援を行う人材の育成については、1つ目の答弁につながっていくこととなりますが、まずは専門職など関係機関がケース会議などでヤングケアラーの視点から情報共有を行うこと、さらに福祉サービスの指導、教育、評価などを行うスーパーバイザーによる事例研究などの研修を積み重ね、意識やスキルを向上させていきたいと考えています。

3つ目、相談窓口の設置、可視化については、現在、相談窓口としては、先ほど教育長からお話がありましたが、ヤングケアラーが子供であることを踏まえ、国や県が運営する子ども相談センター、24時間子供SOSダイヤル、子どもの人権110番などがあり、相談先として厚生労働省のホームページにアップされています。町としては、相談支援機関である子育て世

代包括支援センター、保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどが窓口となって相談支援をしていくこととなります。今後は、国が市町村に設置を促している重層的支援体制整備の検討をしていく中で考えていくこととします。

4つ目、ケアラーに関する広報・啓発についてですが、本町を含め、全国的にヤングケアラーについて、その名称や概念自体の社会的認知度が高いとは言えない状況と思われます。子供たち自身や民生・児童委員をはじめ、周囲の大人の方へ、国や県が作成する啓発パンフレット、チラシなどを活用しながら、周知していきたいと考えています。

先ほど教育長の答弁の中で触れられた令和3年5月17日付、厚生労働省・文部科学省の共同でまとめられたヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告書の中で、今後取り組むべき施策として、早期発見・把握、支援施策の推進、社会的認知度の向上について施策を掲げ、スピード感を持って取り組むとしており、今後の国や岐阜県の動向を注視して取り組んでまいりたいと考えています。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

教育長、民生部長お二方とも非常に前向きな御答弁、一つ一つの項目に対しての前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

私も、再質問では、厚生労働省と文科省の先ほどのプロジェクトチームのお話がありましたように、御嵩町におきましても、やはり教育関係、福祉関係がしっかりと密に連携を取って行うことが大事であるということを申し上げたかったのですが、その辺のところもよく検討していただきまして、今後は、今お話しいただいたことをしっかりと前に進めていただきますようお願いしたいと思っております。

子供たちは、本当に自分の状況というのが、大体、小さいときからそういう状況にあると、これが普通ということで、小さいうちは何の疑問も持たないわけですね。外に出て、社会が、ちょっと人の家と違うなとか、そういうことが気づき始めても、でもこれはうちの方も喜んでくれているし、自分としても一生懸命やっていくことなんだというのが当たり前になると、相談もするというのもしませんが、いろいろ悩みながらやってみえるということで、本当にいろいろな、今、ヤングケアの御本人の書いた本などがいろいろ出ていますけど、本当に20歳、30歳の方が、若い頃からこういう生活をしてきたということで、そういったことを現状、ですけど、すごいことなんですよ、おうちの方の世話をしたりとか。そういうこ

とはすごいんですけれども、そういうことが社会的に分かっていないということで、先ほども一応ゼロで報告しましたというようなこと、お二方ともありましたけれども、やはり 10 項目で見れば、絶対に御嵩町にもお見えになるし、私の知った方もそういった方もお見えになりますけど、いや、これが普通ですと言われれば、特に悩んでいないかもしれないんですけれども、ヤングケアラーというのはやはり潜在的に存在しているということを前提に、教育、また福祉が連携をして支援策を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

今の質問は終わらせていただきます。

2 点目のコロナ禍における女性の負担軽減についてお伺いをいたします。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。最近では、よくテレビ、NHKなどでも取り上げられておりますけれども、生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題となっております。この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは、全国の小・中・高校で生理用品が無償で提供されていると報道されております。また、韓国、フランス、ニュージーランドなども同様の動きがあります。

この問題は、日本でも無関係ではなく、先日、任意団体である「#みんなの生理」が高校生と大学生を対象に実施したオンラインでのアンケート調査によりますと、5 人に 1 人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用しているとの結果が出ました。私も大きなショックを受けました。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親などから生理用品を買ってもらえない子供がいるとの指摘もあります。日本における子供の貧困率は 7 人に 1 人、収入が少なく、生理用品に使うお金を後回しにしてしまう家庭もあります。環境的な要因で生理の貧困が起きるのです。

また、経済的な理由だけでなく、生理をタブー視されることや、十分な性教育を受けられない環境で生理用品に適切にアクセスできない学生も少なくありません。日本では、生理に関する話がタブー視をされたり、隠さなければならないものと捉えられることが多く、生理の貧困が顕在化されにくい状況にあると言えます。必要なときに安心して生理用品にアクセスできる環境を整えることが必要と考えます。また、コロナ禍で孤独、孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、民間の知見を活用したきめ細かい支援、アウトリーチ型の相談、居場所の提供、相談や支援を行う人材の育成が必要と考えます。

私どもの党では、岐阜県をはじめ各市町で、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を行い、早々に、各務原市、土岐市、美濃加茂市などでは、生理用品の無償配付が始まっております。御嵩町において、誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早くこのよ

うな女性の負担軽減に取り組んでいただくようお願いしたいとの思いから、お伺いをいたします。

1. 防災備蓄品の生理用品をローリングストックとし、必要な方に配付することについて。配付に関しては、利用しやすいようにネット申請や郵送も可能にさせていただきたいと考えております。

2 番目に、町内の小・中学校や公共施設などの個室トイレで生理用品を提供することについて。

3. 防災備蓄品などの食料も併せて生活困窮者に配付していただくことについて。

以上3点について、防災、教育、福祉それぞれのお考え、また連携についての御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、コロナ禍における女性の負担軽減についての御質問のうち、備蓄している生理用品と食料品の配付についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大により経済が低迷する中、雇用環境などが激変し、経済的な事情で食料品などを優先するがため、生理の貧困が社会問題となっていることは承知しています。この問題は、女性特有の出費であることから、声なき声として届きにくいということも事実であると認識しています。

御嵩町では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、昨年度より避難所の運営方法が大きく変化し、それに対応するため、マスクをはじめとする感染防止対策の備蓄品を新たに整備いたしました。これに併せて従来からの備蓄品の状況を確認しましたところ、しばらくの期間更新できていなかった備蓄品があることが判明したこともあり、それを更新するため、今定例会の補正予算に計上しているところであります。その一つに、今回のテーマであります生理用品の更新も含んでおります。

そこで、まず1つ目の防災備蓄品の生理用品をローリングストックして配付することについてであります。

現在の備蓄品としての生理用品は、2社の商品を平成24年にストックしており、1つは38枚入り1袋となったものと、もう一つは26枚入り1袋が2つ入ったものの2種類で、総数にして3,626枚、115袋をストックしております。今回の補正予算の議決をもって全て更新する

予定でありますので、現在の備蓄品である生理用品の全てを必要な方に無償で配付することは可能です。しかしながら、商品には使用期限の表記がないことから、配付の適否の判断のため、メーカーのホームページで確認しましたところ、消費期限はないとしたメーカーもあれば、目安を3年または5年と設定されているメーカーもあり、保管状態が悪いと品質が低下するおそれがありますと説明が記してあるメーカーもありました。したがって、配付に当たっては、使用推奨期限を経過していますので機能面での性能が低下している場合があることをあらかじめ御了承いただいた方には、配付することは可能ということになります。

次に、3つ目の防災備蓄品など食料も併せて、生活困窮者への配付についてであります。

備蓄用食料品につきましては、従前も、消費期限が迫った食料品を防災訓練や防災キャンプにおいて活用してまいりました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、昨年以降、住民を集める行事の実施がことごとく困難となり、防災訓練も住民参加を中止とさせていただきます。ワクチン接種が始まったとはいえ、今年度の防災訓練においても住民参加は困難であると考えています。このような状況を踏まえ、消費期限が迫っている備蓄食料品のうち、梅がゆ、山菜おこわのアルファ米230食については、困窮された方に配付することは可能であります。

そのほかにも、子育て支援、介護家庭支援として、幼児用紙おむつ1万1,496枚、221袋、大人用紙おむつ1,890枚、87袋についても提供は可能ですが、先ほどの生理用品同様に、使用推奨期限の経過について御了承いただいた方への配付となります。

なお、これらの配付方法につきましては、民生部と連携して進めることから、この後、民生部長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

私のほうからは、生活困窮に防災備蓄食料品を配付することについて、先ほど総務部長より、必要な方に無償で備蓄品の生理用品と食料品を生活困窮者に配付することは可能との答弁を踏まえまして、その配付方法についてお答えをいたします。

まず配付窓口ですが、少し配慮が必要であり、通常の窓口での配付というわけにはいかないと思われまます。現在、御嵩町社会福祉協議会と協議を始めており、社会福祉協議会を窓口として、速やかに配付を行う予定であります。社会福祉協議会の事務所は、一般の方の出入りはあまりなく、窓口では主に女性が対応しており、対象の方が受け取りやすいのではないかと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する方への生

活資金の貸付けや給付の窓口となっていますので、支援につながることも期待できるものと考えております。

配付品は、生理用品と防災備蓄食料品のアルファ米、そして就労や家計改善、各種給付などの相談案内チラシを中身の見えない袋に入れます。

配付方法は、社会福祉協議会の窓口で申し出ていただくか、引換カードを提示していただき、配付することとします。

周知方法は、町ホームページや社会福祉協議会ホームページに掲載します。また、引換カードを役場庁舎、保健センター、各公民館、ぽっぽかんの女子トイレに設置する予定です。福祉課や社会福祉協議会の個別相談時に必要な方へ案内を行うこともできると思います。数に限りがあり、なくなり次第、配付は終了としますが、それぞれ抱えた悩みや課題の相談のきっかけにできればと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

大沢議員の質問に対し、最後に教育委員会としての考えをお答えいたします。

経済的な理由で生理用品を買うことができない生理の貧困がコロナ禍で顕在化してきた背景には、若者のアルバイト収入の減少などがあると見られています。この問題に取り組んでいる民間団体の調査結果では、アンケートに回答した若者のうち5人に1人が、金銭的な理由から生理用品を買うことに苦労したことがあると答えていて、本当に深刻な問題の一つとなっております。

令和3年3月4日の参議院予算委員会で、次のような論議がありました。

公明党の佐々木さやか議員が、今、世界各国で女性の生理の貧困という問題について動きがあります。実態を把握し、学校での生理用品の無料配付等、必要な対策を検討していただきたいと質問いたしますと、丸川珠代男女共同参画担当大臣が、経済的な理由で生理用品が購入できない女子や子供がいるという生理の貧困の問題に対応するため、海外では生理用品の無料配付などが行われていると伺っている。今後何ができるか検討してまいりたいと答えています。その後、3月15日には、公明党の竹内政調会長が菅総理に手渡した生活困窮者対策の提言の中で、経済的理由で生理用品が買えない女性や子供がいることを指摘し、実態把握と必要な対策の検討を要請しました。さらに、3月19日の参議院予算委員会では、立憲民主党の蓮舫代表代行が、数百円が出せない現状が広がっていると、野党からも菅総理に対策を求める声が上がりました。そこで政府は、坂本一億総活躍大臣が取りまとめる形で、生理用品の無料配付も

含め、孤独や生活に苦しむ女性を支援するため、予備費から 13 億円余りを計上して対策することを発表しました。国の方針になったわけであります。

丸川珠代男女共同参画担当大臣は、この 5 月 28 日の記者会見で、生理の貧困への支援策を講じている自治体が全国で少なくとも 255 あると発表しました。主な取組は、生理用品の無料配付で、公共施設のほか、小・中・高校の女子トイレや保健室で実施している例も目立っていました。

それでは、御嵩町の小・中学校の対応について、現在、学校で性に関する指導として取り組んでいることからお話しいたします。

可児市郡養教部会が中心となって作成した可児学校保健会発行の性に関する指導の手引に基づいて、小学校 1 年生から中学 3 年生まで一貫した性に関する指導に努めております。特に、小学 4 年生は、教科書の新しい保健の単元、体の成長と私を活用し、女子には初経が、男子には精通が起きることを学びます。初経の指導のときには、初経教育セットを活用し、小冊子の「からだのノート」や試供品で生理用品の使い方についても指導します。保護者へも小冊子の「おうちの方へ」を活用し、初経教育のポイントや生理用品の早めの準備等について協力してもらおうよう依頼しています。そして、学校で急に生理になったり、困ったりしたときには、保健室へ相談に来るよう指導しています。保健室には生理用品が用意してあり、いつでも渡せるようにしています。子供たちの中には、学校での指導や保健、保護者の対応により、いつ生理が来てもいいようにかばんに生理用品 1 個を準備している場合が多くあります。5 年生の宿泊研修前、6 年生の修学旅行前には、短時間ですが、女子のみ、生理用品の使い方について再度指導する時間を設けていますし、これらは中学校になっても同様であります。

さて、御嵩町の小・中学校の女子トイレでの対応についてです。

生理の貧困について理解できていない児童・生徒への指導の在り方や女子トイレの掃除の仕方、提供するトイレの選定、提供した生理用品の安全な管理等々を考慮すれば、今までのように養護教諭や担任に申し出て、保健室で無料で受け取る方法が最も安全で安心であると考えております。ただし、コロナ禍において、要保護、準要保護等の児童・生徒には無料で配付することは重要であると考えています。教育委員会事務局で窓口に提示してあるマークを指さしたりして、会話なしでも保護者に手渡しできるよう検討していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

ありがとうございました。

少しお聞きしたいんですが、先ほど民生部長のほうから、無償配付していただける話の中で、今あるのがなくなったら終わりとするというふうなお話もございました。生理用品に対しても、備蓄に関してもローリングストックというような形で、何年かに一回は中を入れ替えるという感じの形での、継続的な支援策とできないかということをお伺いしたいということです。お願いします。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

再質問にお答えいたします。

当然ローリングストックという形で備蓄品は有効活用していこうとは思っております。

今、この状況というのは、コロナ禍における状況下でこういった問題が発生していると、また今度購入した備蓄品が、その更新期限が迫ったときに、その社会情勢を見極めながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

分かりました。

使用期限はないですけれども、劣化したりということはあるので、何年かに一遍はやっぱり入れ替えていくというような方向ではまた進めていただけるという理解をさせていただきます。

それとあと、先ほど 13 億円近くの、国のほうが予備費から地域女性活躍推進交付金を活用したという形で、民間団体などが、女性の生理用品を民間団体などを通じての支給、配付をするということに対しては、予算も使えるというようなこともお話もあったと思いますが、私もそれを活用して、社協であれば何とか活用した中での無償配付ができるんじゃないかと思いたすので、その点も検討していただきたいと思いたす。

あと、民生部長、本当に細かい配慮をしていただきながらの配付方法を考えていただいておりますので、今後ともそのような形で進めていただきまして、やはり困窮女性への支援ということを進めていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月18日に開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会をいたします。御苦勞さまでございました。

午後1時59分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子

